第６回理事会日程

令和６年11月14日

◎報告事項

1. 会議日誌について（資料１）
2. 令和６年度上半期の監査結果について（口頭）
3. 令和６年秋の叙勲・褒章等受章者について（資料２）
4. 令和６年７月25日からの大雨による被害状況報告について（資料３）
5. 令和６年台風10号に伴う被害状況報告について（資料４）
6. 2024パリ世界大会の成績および理容日本代表選手の結果について（資料５）
7. 関係団体の各種会議について（資料６）

◎協議事項

1. 令和７年度予算の基本方針について（口頭）
2. 第２回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会　理容師・美容師専門委員会について（資料８）
3. 令和６年度生活衛生関係対策事業（デジ活！儲かる塾）について（資料９　差替資料）
4. 熊本県組合理事長の変更について（資料10）
5. 連合会役員の委員就任状況の一部変更について（資料11）
6. 理事共助規程の一部改定について（資料12）
7. 災害見舞金給付規程の一部改定について（資料13）
8. 新春の宴の開催について（資料14）
9. 韓国理容社会中央会からの講師派遣依頼について（資料15）
10. ヘアワールド・ジャパンカップ2025（第77回全国理容競技大会）の競技種目の変更（案）について（資料16）
11. ヘアワールド・ジャパンカップ2026（第78回全国理容競技大会）の開催実行担当について（資料17）
12. Hair Creation ― 2026 ○○○設定委員会委員について（資料18）
13. 2025年地球温暖化防止施策について（資料19）
14. ミツウロコでんき新規契約にかかる期間限定キャンペーン(案)について(資料20　当日配布)
15. 令和７年度連合会諸会議・行事日程予定表について（資料21）

資　料１

会　　議　　日　　誌

令和６年８月28日～11月５日

6. 8/28　第５回正副理事長打合会

◎打合せ事項

1. 会議日誌について---------- 了承
2. 第１回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会 理容師・美容師専門委員会について ---- 了承
3. 令和５年度生活衛生関係対策事業(令和５年度補正予算)(儲かる業づくり)について --- 了承
4. 令和６年度生活衛生関係対策事業（デジ活！儲かる塾）について ---------- 了承
5. 理容サロンの地震対策・意見募集について---------- 了承
6. 令和６年度上半期事業報告について---------- 了承
7. 第191臨時総会・評議員会の運営について---------- 了承
8. 令和６年度厚生労働大臣表彰受賞者の決定について---------- 了承
9. 令和６年度全国生衛中央会理事長表彰受賞者の決定について---------- 了承
10. 理事研修会の講師およびテーマについて---------- 了承
11. 「講師旅費・謝礼支給基準」の一部改訂（案）について---------- 了承
12.　大会名称・呼称について---------- 了承
13. 「ヘアワールド・ジャパンカップ2024（第76回全国理容競技大会)」について
(1) 出場選手決定数について---------- 了承
(2) タイムテーブルについて---------- 了承
(3) 賞状・賞品について---------- 了承
(4) 入場区分について---------- 了承
14. 2024パリ世界大会選手団の派遣について---------- 了承
15. 関係団体の各種会議について---------- 了承
16. 第４回常務理事会(8/29)並びに第５回理事会(9/5)の協議日程について ---------- 了承

6. 8/29　第４回常務理事会

[事前送付]

◎報告事項

1. 会議日誌について---------- 了承
2. 第１回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会 理容師・美容師専門委員会について ---- 了承
3. 韓国との理美容技術文化交流について---------- 了承
4. 「全理連指定旅館友の会」の利用促進について---------- 了承

◎協議事項

1. 令和６年度各種表彰式典について
(1) 運営について---------- 了承
(2) 令和６年度厚生労働省健康・生活衛生局長表彰候補者について---------- 了承
(3) 令和６年度全国理容連合会理事長表彰候補者について---------- 了承

[当日配布]

◎報告事項

1. 令和６年度厚生労働大臣表彰受賞者の決定について---------- 了承
2. 令和６年度全国生衛中央会理事長表彰受賞者の決定について---------- 了承
3. 理事研修会の講師およびテーマについて---------- 了承
4. 関係団体の各種会議について---------- 了承

◎協議事項

1. 令和５年度生活衛生関係対策事業(令和５年度補正予算)(儲かる業づくり)について --- 了承
2. 令和６年度生活衛生関係対策事業（デジ活！儲かる塾）について---------- 了承
3. 理容サロンの地震対策・意見募集について---------- 了承
4. 令和６年度上半期事業報告について---------- 了承
5. 第191臨時総会・評議員会の運営について---------- 了承
6. 「講師旅費・謝礼支給基準」の一部改訂（案）について---------- 了承
7. 大会名称・呼称について---------- 了承
8. 「ヘアワールド・ジャパンカップ2024（第76回全国理容競技大会)」について
(1) 出場選手決定数について---------- 了承
(2) タイムテーブルについて---------- 了承
(3) 賞状・賞品について---------- 了承
(4) 入場区分について---------- 了承
9. 2024パリ世界大会選手団の派遣について---------- 了承
10. 第５回理事会(9/5)の協議日程について---------- 了承

6. 9/4　理事研修会、部門委員会

6. 9/5　第５回理事会

◎報告事項

1. 会議日誌について---------- 了承
2. 各部門委員会について（儲かる業づくりをめざして）---------- 了承
3. 第１回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会　理容師・美容師専門委員会について --- 了承
4. 韓国との理美容技術文化交流について---------- 了承
5. 令和６年度厚生労働大臣表彰受賞者の決定について---------- 了承
6. 令和６年度全国生衛中央会理事長表彰受賞者の決定について---------- 了承
7. 理事研修会の講師およびテーマについて---------- 了承
8. 「全理連指定旅館友の会」の利用促進について---------- 了承
9. 関係団体の各種会議について---------- 了承

◎協議事項

1. 令和５年度生活衛生関係対策事業(令和５年度補正予算)(儲かる業づくり)について --- 了承
2. 令和６年度生活衛生関係対策事業（デジ活！儲かる塾）について---------- 了承

3. 理容サロンの地震対策・意見募集について---------- 了承
4. 令和６年度上半期事業報告について---------- 了承
5. 第191臨時総会・評議員会の運営について---------- 了承
6. 令和６年度各種表彰式典について
(1) 運営について---------- 了承
(2) 令和６年度厚生労働省健康・生活衛生局長表彰候補者について---------- 了承
(3) 令和６年度全国理容連合会理事長表彰候補者について---------- 了承
7. 「講師旅費・謝礼支給基準」の一部改訂（案）について---------- 了承
8. 大会名称・呼称について---------- 了承
9. 「ヘアワールド・ジャパンカップ2024（第76回全国理容競技大会)」について
(1) 出場選手（決定）数について---------- 了承
(2) タイムテーブルについて---------- 了承
(3) 賞状・賞品について---------- 了承
(4) 入場区分について---------- 了承
10. 2024パリ世界大会選手団の派遣について---------- 了承

6. 10/19　第６回正副理事長打合会
◎打合せ事項
1. 2024パリ世界大会の成績結果について---------- 了承
2. 令和６年７月25日からの大雨による被害状況報告について---------- 了承
3. 令和６年台風10号に伴う被害状況報告について---------- 了承
4. 理事共助規程の一部改定について---------- 了承
5. ミツウロコでんき新規契約にかかる期間限定キャンペーン（案）について---------- 了承
6. 「ヘアワールド・ジャパンカップ2024（第76回全国理容競技大会)」について
(1) 出場選手決定数について---------- 了承
(2) 賞状・賞品について---------- 了承
(3) 当日における正副理事長の担当について---------- 了承
7. 今後の予定について---------- 了承

6. 10/20　第 191 臨時総会・評議員会
◎附議事項
議案第１号　令和６年度上半期事業報告に関する件----------承認

6. 10/31　監事会

＜連合会関係団体＞

＝全国理容政治連盟中央会＝

6. 8/28　第６回正副会長・幹事長打合会

6. 8/29　第６回常任執行委員会

6. 9/5　　第６回執行委員会

6. 10/19　第７回正副会長・幹事長打合会

資料２

令和６年秋の叙勲・褒章等受章者について

◎ 叙勲

旭日双光章　若山（わかやま）　有（たもつ）（前常務理事・前埼玉県組合理事長）

旭日双光章　西堀（にしぼり）　愼介（しんすけ）（前常務理事・前京都府組合理事長）

◎ 褒章

黄綬褒章　植松（うえまつ）　行雄（ゆきお）（山形県）

黄綬褒章　田中（たなか）　秀一（しゅういち）（元全理連中央講師・東京都）

◎ 卓越技能者表彰

鈴木（すずき）　久明（きゅうめい）（評議員・岩手県組合副理事長）

増田（ますだ）　直也（なおや）（理事・大阪府組合理事長・全理連名誉講師）

村上（むらかみ）　重雄（しげお）（全理連中央講師・東京都）

（敬称略）

注１．上記の受章者に対しては、慣例により連合会より記念品を贈呈いたします。

記念品は、第６回理事会（11/14 開催）席上にて、ご本人または代理として所属組合理事長にお受け取りいただきます。

資料３

令和６年７月25日からの大雨による被害状況報告について

山形県組合より、災害救助法の適用および激甚災害の指定になった標記災害による被害状況報告がありましたので、ご報告いたします。

なお、連合会「災害見舞金給付規程」に基づく災害見舞金は、下記のとおりとなります。

記

◎被害状況・見舞金給付額

組合名	家屋 中規模半壊 (13点)	家屋 半壊 (10点)	家屋 準半壊 (０点)	家屋 一部損壊 (０点)	床上 浸水 (０点)	使用不能 理容椅子 (０点)	合　計 (総点数)
山形県	－	－			２戸	－	０点
					@10,000円 ×2戸＝ 20,000円		20,000円

組合名	基　本 給付額	加　算 給付額	付記(3)による 見舞金額	支給総額
山形県	50,000円	0円	20,000円	70,000円

※正副理事長および総務委員長の決定により「災害見舞金給付規程」付記(3)の見舞金を加算しております。

【参考】災害見舞金給付規程＜抜粋＞

2(1)　基本給付額　　50,000円

(2)　加算給付額は、組合からの報告による被害件数から得た数値の合計が10点以上の場合に支給するものとする。

イ　10点以上50点までの場合……50,000円

ロ　51点以上100点までの場合……100,000円

ハ　101点以上の場合……10点を増すごとに10,000円を加算

付　記

(3)　連合会「災害見舞金給付規程」に基づく災害見舞金の1,000点に満たない場合、若しくは何らかの理由で義援金を募らない場合においては、全壊20万円、大規模半壊10万円、中規模半壊８万円、半壊５万円、準半壊１万円、一部損壊５千円、床上浸水１万円、理容椅子使用不能５千円の見舞金を支給するが、その検討・決定・給付方法等については、正副理事長及び総務委員長が行うものとする。

別紙様式１

被害発生状況報告書

6 年 8 月 21 日

全国理容生活衛生同業組合連合会

理事長　大森 利夫　殿

山形県 理容生活衛生同業組合

理事長　川田 正彦　印

このたび発生した　大雨　の、当組合における被害発生状況を下記のとおりご報告申しあげます。

記

被害発生状況　（人数又は件数）

区分	死亡行方不明	負傷	家屋全壊(焼)	家屋大規模半壊(焼)	家屋中規模半壊(焼)	家屋半壊(焼)	家屋準半壊(焼)	家屋一部損壊(焼)	床上浸水	使用不能理容椅子
件数	人	人	戸	戸	戸	戸	戸	戸	2 戸	台

① 死亡者・行方不明者・負傷者については、組合員及び組合員と生計を一にする家族並びに従業員を対象とする。

② 家屋全壊（焼）・家屋大規模半壊（焼）・家屋中規模半壊（焼）・家屋半壊（焼）・家屋準半壊（焼）・家屋一部損壊（焼）・床上浸水については、組合員の店舗・住宅のみを対象とする。

③ 負傷者の認定は、「負傷により５日以上の入院を要する者」とする。

④ 被災者については、その氏名、店舗名及び住所等を別紙様式２・３に記載すること。

資料４

令和６年台風10号に伴う災害による被害状況報告について

大分県組合より、災害救助法の適用および激甚災害の指定になった標記災害による被害状況報告がありましたので、ご報告いたします。

なお、連合会「災害見舞金給付規程」に基づく災害見舞金は、下記のとおりとなります。

記

◎被害状況・見舞金給付額

組合名	家屋 中規模半壊 （13点）	家屋 半壊 （10点）	家屋 準半壊 （０点）	家屋 一部損壊 （０点）	床上 浸水 （０点）	使用不能 理容椅子 （０点）	合　計 （総点数）
大分県	－	－			１戸	１台	０点
					@10,000円 ×1戸＝ 10,000円	@5,000円 ×1台＝ 5,000円	15,000円

組合名	基　本 給付額	加　算 給付額	付記(3)による 見舞金額	支給総額
大分県	50,000円	0円	15,000円	65,000円

※正副理事長および総務委員長の決定により「災害見舞金給付規程」付記(3)の見舞金を加算しております。

【参考】災害見舞金給付規程＜抜粋＞

2(1)　基本給付額　　50,000円

(2)　加算給付額は、組合からの報告による被害件数から得た数値の合計が10点以上の場合に支給するものとする。

イ　10点以上50点までの場合‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥50,000円

ロ　51点以上100点までの場合‥‥‥‥‥‥‥‥‥100,000円

ハ　101点以上の場合‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥10点を増すごとに10,000円を加算

付　記

(3)　連合会「災害見舞金給付規程」に基づく災害見舞金の1,000点に満たない場合、若しくは何らかの理由で義援金を募らない場合においては、全壊20万円、大規模半壊10万円、中規模半壊８万円、半壊５万円、準半壊１万円、一部損壊５千円、床上浸水１万円、理容椅子使用不能５千円の見舞金を支給するが、その検討・決定・給付方法等については、正副理事長及び総務委員長が行うものとする。

別紙様式１

被害発生状況報告書

R6年 9月 18日

全国理容生活衛生同業組合連合会

理事長　大森利夫　殿

大阪府、理容生活衛生同業組合

理事長　後藤辰己　印

このたび発生した令和6年台風第10号の、当組合における被害発生状況を下記のとおりご報告申しあげます。

記

被害発生状況　（人数又は件数）

区分	死亡行方不明	負傷	家屋全壊（焼）	家屋大規模半壊（焼）	家屋中規模半壊（焼）	家屋半壊（焼）	家屋準半壊（焼）	家屋一部損壊（焼）	床上浸水	使用不能理容椅子
件数	人	人	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	台

①　死亡者・行方不明者・負傷者については、組合員及び組合員と生計を一にする家族並びに従業員を対象とする。

②　家屋全壊（焼）・家屋大規模半壊（焼）・家屋中規模半壊（焼）・家屋半壊（焼）・家屋準半壊（焼）・家屋一部損壊（焼）・床上浸水については、組合員の店舗・住宅のみを対象とする。

③　負傷者の認定は、「負傷により５日以上の入院を要する者」とする。

④　被災者については、その氏名、店舗名及び住所等を別紙様式２・３に記載すること。

資料5

2024パリ世界大会の成績および理容日本代表選手の結果について

世界理容美容機構（OMC）主催の2024パリ世界大会が、2024年10月12～14日の３日間（競技は13、14日に開催）、フランス・パリ市の国際見本市会場「ポルト・ドゥ・ヴェルサイユ」で開催され、理容日本代表チームは、シニア部門団体戦のクラシックカテゴリー、バーバーカテゴリーで銀メダルを獲得し、個人ではシニア・スキンフェードカットで平野彰敏選手が金メダルを獲得しました。（日本選手の出場総数は６名）

今大会の出場団体数は約40の国および地域で、出場選手数（理容美容・モデル含む延べ数）は約1,100名でした。

また、濱野雄一講師（東京都）、片桐寿彦講師（愛知県）が公式審査委員を務めました。

理容日本代表選手の成績結果は下記のとおりです。

記

【理容シニア部門】

■クラシックカテゴリー

出場選手：島本文子（広島）・平野彰敏（福岡）・篠田隼（佐賀）・平田光政（熊本）

（団体総合）　※６カ国

１位　モンゴル	**２位　日　本（平野・篠田・島本）**	３位　ロシア
４位　イタリア	５位　フランス	６位　台　湾

第１競技　クラシックフェードカット（11カ国・37名）

１位　イタリア	２位　モンゴル	３位　**平野彰敏（福岡）**
４位　ロシア	５位　フランス	**６位　島本文子（広島）**
７位　平田光政（熊本）	**７位　篠田　隼（佐賀）**	

第２競技　クラシックカット&スタイル（11カ国・40名）

１位　モンゴル	２位　ロシア	３位　**平野彰敏（福岡）**
４位　フランス	５位　モンゴル	６位　モンゴル
７位　篠田　隼（佐賀）	**８位　平田光政（熊本）**	**８位　島本文子（広島）**

■バーバーカテゴリー

出場選手：平野彰敏（福岡）・篠田隼（佐賀）・平田光政（熊本）

（団体総合）　※10カ国

１位　イタリア	２位　日　本（平野・篠田・平田）	**３位　セルビア**
４位　パレスチナ	５位　プエルトリコ	６位　ボスニアヘルツェゴビナ

第１競技　コマーシャルフェードカット（14カ国・52名）

１位　イタリア	２位　イタリア	３位　**平野彰敏（福岡）**
４位　イタリア	５位　イタリア	６位　パレスチナ
７位　平田光政（熊本）	**10位　篠田　隼（佐賀）**	

第２競技　スキンフェードカット（12カ国・52名）※田中穣（北海道）選手が個人戦出場

１位　平野彰敏（福岡）	２位　イタリア	３位　イタリア
４位　イタリア	５位　イタリア	６位　イタリア
７位　篠田　隼（佐賀）	８位　平田光政（熊本）	８位　田中　穣（北海道）

【個人戦出場】

●「ストリートカット&スタイル」（14カ国・64名）

出場選手：水島稔郎（静岡）

１位　イタリア	２位　イタリア	３位　イタリア
４位　ノルウェー	５位　イタリア	６位　イタリア
８位　水島稔郎（静岡）		

資料6

関係団体の各種会議について

令和６年８月28日～11月５日

公益財団法人　日本エステティック研究財団

◎第15回評議員会（書面開催）

議　案　　評議員および役員の選任の件

（概　要）　瀬間睦子評議員、久米健市理事より辞任の申し出があったことに伴い、新たに萩原直見日本エステティック協会理事を評議員に、瀧川睦子日本エステティック協会理事長を理事に選任した。

◎第35回理事会（書面開催）

議　案　　常務理事の選任の件

（概　要）　久米健市理事の辞任に伴い常務理事に欠員が出たことから、新たに瀧川睦子日本エステティック協会理事長を常務理事に選任した。

資料8

第２回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会
理容師・美容師専門委員会

議事次第

日時：令和６年９月 12 日（木）10:00～12:00
場所：厚生労働省　専用第 14 会議室（12 階）

１　開会

２　議題
１．検討に当たっての主な論点（案）
２．美容師養成施設の教育状況等に関する令和５年度調査結果の報告
３．関係団体からの意見聴取①
４．その他

［資料］
資料１　検討に当たっての主な論点（案）
資料２　美容師養成施設の教育状況等に関する令和５年度調査結果の報告
資料３　一般社団法人日本ビューティー一創生本部　提出資料

参考資料１　参照条文（理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）他）
参考資料２　美容師の養成のあり方に関する検討会開催要綱
参考資料３　「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和５年度以降の対応
参考資料４　理容師養成施設の教科課程の基準の運用について
参考資料５　美容師養成施設の教科課程の基準の運用について
参考資料６　理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準の運用について
参考資料７　美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準の運用について
参考資料８　理容師制度及び美容師制度を巡る現状と動向について（第１回専門委員会・資料３）

厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会　委員名簿

	遠藤　弘良	公益財団法人理容師美容師試験研修センター理事長
	大森　利夫	全国理容生活衛生同業組合連合会理事長
	谷本　穎昭	公益社団法人日本理容美容教育センター理事長
	内藤　由紀子	北里大学医療衛生学部教授
○	芳賀　康浩	青山学院大学経営学部教授
	藤田　由紀子	学習院大学法学部政治学科教授
	藤原　國明	全日本美容業生活衛生同業組合連合会理事長
	増田　悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長
	松野　玲子	生活協同組合パルシステム東京理事長
	宮崎　孝治	江戸川大学学長

（五十音順、敬称略）

○：委員長

2024-9-12　厚生科学審議会生活衛生適正化分科会第２回理容師・美容師専門委員会

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長　定刻となりましたので、ただ今より第２回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日の会議は、あらかじめ事務局より傍聴を希望された方を対象に音声の配信を行っております。そのため、御発言の際はマイクを近づけていただいた上でお名前を名乗って、できるだけ大きな声で御発言いただき、発言時はマイクを御使用いただき、発言されない際はマイクを切るよう御協力をお願いいたします。

傍聴される方におかれましては、開催案内の際に御連絡している「傍聴される皆様へのお願い」事項の遵守をお願いいたします。また、画面、マイクは切ったままの状態で傍聴をお願いいたします。

続きまして、本日の出席状況について御報告いたします。

本日御出席いただいているのは、遠藤委員、大森委員、谷本委員、芳賀委員長、藤田委員、藤原委員、増田委員、宮崎委員の８名で、藤田委員はオンライン参加となっております。内藤委員、松野委員からは御欠席の旨、連絡をいただいております。

委員総数10名中８名の委員の御出席をいただいておりますので、厚生科学審議会生活衛生適正化分科会運営細則第２条第６項の規定により、本日の会議が成立したことを報告します。

また、厚生科学審議会生活衛生適正化分科会運営細則第２条第６項の規定により、今回の審議の議題３に関する参考人として、一般社団法人日本ビューティー創生本部設楽将義理事長に御出席いただくこととしております。

設楽参考人には、議題３になった段階で参考人席へと御案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、事務局の出席状況ですが、大坪健康・生活衛生局長が公務のため、途中参加とさせていただく予定です。

それでは、この後の進行につきましては芳賀委員長にお願いしたいと思います。

○芳賀委員長　おはようございます。本日も大変お忙しい中、また、暑い中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。本日もどうぞよろしくお願いします。

それでは、早速始めていきたいと思いますけれども、初めに事務局より資料の確認をお願いします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長　資料の確認をさせていただきます。

まず、議事次第、委員名簿、座席表がございまして、議事次第に記載のとおり、資料１から資料３、参考資料１から参考資料８を配付しております。

また、本日御欠席の松野委員より、審議に当たっての御意見を頂戴しておりますので、

併せて資料を机上配付させていただいております。

過不足等がございましたら、事務局にお申しつけください。

○芳賀委員長　ありがとうございました。

資料はおそろいでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、次第に沿って議事を進めていきたいと思います。

まず議題１「検討に当たっての主な論点（案）と議題２「美容師養成施設の教育状況等に関する令和５年度調査結果の報告」をまとめて事務局から資料１、資料２を使って御説明いただきたいと思います。

事務局からの説明後、委員の皆様から意見を聞いて審議するという段取りで進めていきたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課長補佐　ありがとうございます。

事務局から御説明させていただきます。

お手元に配付しております資料１を御覧ください。

こちら、第１回専門委員会で事務局からお諮りして了承いただきました当面のスケジュール案に基づき、今回、委員の皆様に御議論いただくに当たって、事務局において検討に当たっての主な論点案の資料を御用意しております。

１ページ目を御覧ください。

目次の１つ目でございます。「平成29年制度改正等について」と２つ目は「主な論点項目（案）について」でございます。

続いて、２ページ目を御覧ください。

第１回専門委員会で事務局から配付しました資料と一部重複しておりますが、平成29年度改正の振り返りとして、改めて制度の概要の資料を添付しております。こちらは理容師・美容師の資格取得の流れの図となってございます。

３ページ目を御覧ください。

理容師・美容師制度の変遷でございます。資料の赤枠囲い箇所でございますが、平成29年制度改正では、教科課程について理容業・美容業に特化した内容となるよう教科課目の教育内容、単位数の見直しを行いました。

また、理容師または美容師が他方の資格を取得しやすくする対応として、新たに修得者課程という教科課程を設け、理容師養成施設に美容修得者課程、美容師養成施設に理容修得者課程を創設し、昼間・夜間課程は２年から１年、通信課程は３年から1.5年に修業期間を短くする取扱いとなりました。

続いて、４ページ目を御覧ください。

平成29年度の制度改正における教科課目の見直しの概要図でございます。必修課目のうち、理容と美容で別々の教科課目であったものを共通の課目として見直しを行ったものでございます。

続いて、５ページ目を御覧ください。

こちらは教科課目ごとの単位数と変更内容をまとめた表となってございます。変更後の単位数は赤字でお示ししております。課目の変更内容はより業務に特化した内容に見直しを行うとともに、技術理論や実習を手厚くする見直しが行われました。

続いて、６ページ目を御覧ください。

こちらは養成施設における修得者課程の設置状況でございます。こちらの資料は事務局において新たに御用意したものでございます。各年度４月１日時点における理容師養成施設における理容修得者課程、また、美容師養成施設における理容修得者課程の設置状況をグラフにまとめております。

左側のグラフが理容師養成施設における美容修得者課程の設置状況、右側のグラフが美容師養成施設における理容修得者課程の設置状況となってございます。

グラフの上段の枠囲いの数字が施設総数です。グラフについては、昼間課程が水色、夜間課程が茶色、通信課程は橙色でお示ししております。理容師養成施設の昼間課程では３割程度、通信課程では７割程度が修得者課程を設置してございます。一方で、美容師養成施設の昼間課程では１割程度、通信課程では３割程度が修得者課程を設置しております。このことから、理容師養成施設のほうで修得者課程が設置されている割合が高いことが分かる資料となってございます。

続いて、７ページ目を御覧ください。

教科課程別の国家試験の合格者数をお示ししたグラフでございます。

左側のグラフは理容師試験となります。通常課程卒業者は水色で、修得者課程卒業者は橙色でお示ししております。理容師試験を受験した合格者数は1,500人から1,700人で推移してきております。美容修得者課程の卒業者は年々増加しており、理容師試験合格者の約３割程度を占めております。

また、右側のグラフは美容師試験となっております。美容師試験を受験した理容修得者課程の卒業者は、少なくとも毎年200人前後で推移しております。美容師試験合格者の約0.1割程度を占めている。

これらのデータから、美容師免許の保有者が理容師免許を取得してダブルライセンスとなる傾向が高いことが分かる内容となってございます。

続いて、８ページ目を御覧ください。

次に、主な論点項目案について御説明させていただきます。

９ページ目を御覧ください。

こちら、主な論点項目案についてでございます。今回御議論いただくに当たりまして、事務局においてたたき台として作成させていただいたものであり、この場での議論を踏まえ、必要に応じて今後追加・修正を行っていくということを考えております。

資料の枠囲い箇所に主な論点項目案をお示ししております。養成施設における必修課目や選択課目の在り方については、直近の平成29年制度改正から一定の期間が経過したこと

を踏まえ、表中の１から３でございますが、こちらを中心にレビューを行うこととしてはどうかということでお示ししております。

そして、令和６年６月に開催されました国家戦略特別区域諮問会議における「国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について」を踏まえ、年度内をめどに当面の方針の取りまとめを行う予定としております。

論点案の１つ目は必修課目と選択課目の履修内容、２つ目は必修課目と選択課目の履修内容、３つ目は養成施設における実習の在り方等でございます。

次のページ以降で、各論点項目のより深掘りした内容について御説明させていただきます。

10ページ目でございます。

養成施設における必修課目及び選択課目の在り方についてでございます。資料の背景灰色部分につきましては、必修課目と選択課目等の位置づけを記載してございます。必修課目は資料に記載している８つの課目で構成され、理容師または美容師になるために必要な知識及び技能を修得する課目となってございます。また、選択課目は、幅広い教養を身につけ、人間性豊かな人格の形成や保健衛生に携わる専門的技術者としての自覚を涵養するものとして、この通知に示す課目の例を参考に養成施設が独自に設定する課目となってございます。それぞれの教科課目の具体的な内容は、この通知等に定められております。

主な論点案を、資料の各学校以内にお示ししております。

１、必修課目と選択課目の履修内容。高度化・多様化する消費者ニーズや理容師・美容師の資格に求められる役割や技術等に応えられる人材を育成する観点から、現行の教育内容について見直すべき内容やほかに例示すべき内容はないか。

また、２つ目としまして必修課目と選択課目の履修単位。こちらは必修課目と選択課目の履修単位のバランスは妥当か。

また、３つ目としまして養成施設における実習の在り方。こちらは座学の履修単位と実習の履修単位のバランスは妥当か。また、必修課目における理容実習・美容実習について、現行の教育内容について見直すべき内容はないか。

次のページに続きます。11ページ目を御覧ください。

理容実習・美容実習が30単位以上・900時間以上とされていることを踏まえ、養成施設内での実習と１年間の上限時間数60時間とされている理容所・美容所での実務実習の役割についてどう考えるか。また、実務実習の上限時間や管理方法について、現状、通知でこれらの取扱いを示しているところでございますけれども、これらが適切と考えるか。また、選択課目においても、理容所・美容所で校外実習を行うことが可能とされております。理容実習・美容実習における実務実習に準じた取扱いとされているところ、上限時間を含め、取扱いが適切と考えるか。こういった視点で皆様には御議論、御意見等をいただきたいと考えているところでございます。

なお、資料の各論点の右側のほうに御参照いただく際のスライド資料番号を記載してお

ります。これら論点の参考となる資料を次のページ以降につけております。

12ページ目を御覧ください。

参考資料の上段のタイトルに関連する論点項目案を記載してございます。

参考１は必修課目の教科課目についてでございます。必須課目の教科課目は通知等で規定しており、図の左側にある教科課目ごとに理容者養成施設と美容師養成施設における教科課目の内容の基準を記載しております。

次のページに理容実習・美容実習の詳細な内容を載せておりますので、御覧ください。13ページ目でございます。

参考２は理容実習・美容実習の内容についてでございます。資料の左側が理容実習、右側が美容実習となります。赤枠囲いについて、例えばウの（ア）では理容と美容でおおむね基礎となる技術を身につけさせることといったことや、（イ）では理容と美容固有の技術として、理容はシェービング、美容はメイクアップ、まつ毛エクステンションを身につけさせることとなってございます。

また、エ　特殊技術実習のほうでは、理容・美容の業と関連するものとしてエステやネイルの特殊技術を身につけさせることや、オの和装技術実習は美容実習にだけ規定されているもので、結髪や着付けなどの技術を身につけさせることとなってございます。

次の14ページ目を御覧ください。

参考３は選択課目の教科課目についてでございます。通知等において、選択課目については一般教養課目群と専門教養課目群ごとに教科課目を例示しております。これらの課目例を参考に、一般教養と専門教育のバランスに配慮しつつ、養成施設において独自に設定することとなってございます。

次の15ページ目を御覧ください。

参考４は昼間課程・夜間課程の履修単位及び時間数についてでございます。通知において、養成施設で履修する教科課目と単位数を規定してございます。

図の左側の通常課程では、授業の総時間数が2,010時間以上と規定されているところ、赤枠囲いの部分について、必修課目の時間数は1,110時間以上、選択課目の時間数は600時間以上とされております。このバランスが妥当かという点を論点としてはどうかということでございます。

また、理容実習・美容実習の単位数、時間数は30単位以上・900時間以上とされているところ、資料注釈の赤枠囲いでございますが、理容実習・美容実習については、生徒の習熟状況に応じて、管理理容者を配置する理容所・美容所において年間60時間を超えない範囲で実務実習の実施が可能となってところでございます。養成施設内での実習と理容所・美容所での実務実習の役割をどう考えるかといった点を論点としてはどうかというところでございます。

続いて、16ページ目を御覧ください。

参考５は通信課程の添削指導回数と履修単位についてでございます。左側は通常課程の

３年以上、右側が修得者課程の1.5年以上となってございます。

続いて、17ページ目を御覧ください。

参考６は理容実習・美容実習における実務実習の取扱いについて、通知でお示ししている内容を図でまとめてございます。

実務実習の標準的な流れをイラストとともに記載しております。左側の養成施設においては、実務実習前に①のカリキュラム編成から④の実施計画・評価方法の作成等を行った上で、右側のイラストにある理容所・美容所に生徒を送り出します。理容所・美容所では、生徒に実習を行い、実施計画に基づいて生徒の監督指導や評価を行っていただきます。理容所・美容所は、養成施設に生徒の実務記録を提出して、養成施設において評価を行うといった流れになってございます。

なお、実務実習を行う上で、１日当たりの時間数は実務実習の実施計画、他の授業計画との調整及び受入先の営業状況等を勘案して適切な時間を設定することとされております。また、実務実習を受ける生徒は、実務実習生であること及び氏名を記載した名札等の着用が必要であること。また、１人の理容師・美容師が同時に指導できる生徒の数は２人以下とすることといったことに留意して実施していただくこととなってございます。

次の18ページ目を御覧ください。

参考７は、現行の実務実習制度について通知の内容を抜粋し、論点項目に該当する部分を赤枠囲いしたものでございます。先ほど御説明した内容がこちらの通知内にも記載されてございます。

続いて、19ページ目を御覧ください。

参考８は、現行の校外実習制度について、通知の関連する部分を赤枠囲いしたものでございます。

資料の中段を御覧ください。校外実習などの実施に当たっては、生徒の負担加重とならないように時間数、実施時期、実施回数及び実施方法を考慮しなければならないこととされているところでございます。

また、資料の下部を御覧ください。校外実習を実施する養成施設は、実務実習を実施する上での留意事項に準じて適正に実施しなければならないことや、養成施設が定める単位数または授業時間数の５分の１を超えない範囲で行うものとすることとされているところでございます。

以上が資料１についての御説明となります。

続きまして、資料２をお手元に御用意ください。

検討に当たっての主な論点案の参考としていただくため、資料２の「美容師養成施設の教育状況等に関する令和５年度調査結果の報告」について御説明をさせていただきます。

２ページ目を御覧ください。

第１回本専門委員会で御説明した内容の振り返りとなりますが、令和３年に規制改革推進会議投資等ワーキング・グループにおいて、美容師制度の在り方で必要な改善の検討が

求められたことを踏まえまして、厚生労働省では実技試験や養成校在籍時の実習等における美容師の養成のあり方に関する検討会を立ち上げまして、令和４年１月の第１回開催を皮切りに計５回開催しました。

資料右下の赤枠囲いでございますが、令和５年７月に美容師養成の改善に関する当面の方針に係る令和５年度以降の対応が取りまとめられたところでございます。その取りまとめの概要を次のページ以降でまとめてございます。

３ページ目を御覧ください。

大きな３つの項目のうち、（１）国家試験（実技試験）の改善として、まつ毛エクステンションの実技試験の導入のために必要な取組の推進。また、２つ目、②でございますが、オールウェーブを含む実務試験で問うべき課目の整理等が示され、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表することとされたところでございます。

また、次の４ページ目を御覧ください。

（２）養成段階の知識技能の取得の促進としまして、美容実習全体、また、美容所における実務実習の教育状況について、さらに（３）養成段階から就業後の人材育成の連携としまして、養成施設と美容所の養成段階と就業後の人材育成等の連携・接続の状況につきまして、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表することとされてございます。

５ページ目を御覧ください。

今御説明しましたこの取りまとめを踏まえまして、令和５年度に厚生労働省が実施しました美容師養成施設の教育状況等に関する実態調査の調査結果の概要でございます。調査期間は令和５年11月から１か月程度、全国の自治体に調査票を送付して、自治体から管内の美容師養成施設に回答を依頼し、集計を行ったものでございます。調査対象施設264施設のうち、243施設に御協力をいただきました。

調査の内容につきましては、各設問と回答を次のページ以降にまとめてございます。ここでは、今回の議論と特に関連する調査１から調査３の内容について御説明をさせていただきます。

５ページ目を御覧ください。

調査１、美容師養成施設における美容実習の実施状況の調査結果でございます。

問１では、施設において実施されている理容実習の項目について教えてくださいの問いに対して、養成課程別に回答いただいたものでございます。昼間課程ではヘアカッティング、パーマネントウェーブ、ヘアセッティングなど基礎的な技術はほとんどの施設で実施されている一方で、エステなど一部の特殊技術は少し実施傾向が低い結果となってございます。

また、通信課程のほうでは、ヘアカッティング、パーマネントウェーブ、ヘアセッティングはおおむね実施されている一方、ヘアトリートメント、ヘアカラーリング、メイクアップ、まつ毛エクステンションなどの課目は実施状況に少しばらつきがある結果となってございます。

次の７ページ目を御覧ください。

問２では、問１でチェックを入れていない項目について、今後実施する予定はありますかとの問いに対して、各施設で実施されていない美容実習の項目のうち、今後実施する予定のあるものを施設課程ごとに図で示したものでございます。今後実施する予定の項目に回答した施設は、昼間課程で46施設、夜間課程で３施設、通信課程81施設となってございます。問１で実施されていなかった項目について、多くの施設が今後実施予定であるというような結果となってございます。

また、下の問３のほうでは、近年の多様化するニーズに応えられるよう、美容実習について工夫や特色のある取組をしている場合、その内容について教えてくださいという問いでございます。この問いに対しては、回答のあった施設の取組内容について、厚生労働省において類型化して整理した内容を掲載してございます。外部講師や現役美容師による技術講習会や授業の実施が最も多く、次いで最新技術や幅広いメニューに対応した実務実習内容の充実、また、選択課目の活用の順に多い結果となりました。

８ページ目を御覧ください。

調査２でございます。美容所における実務実習の実施状況の調査結果でございます。

問１、美容所における実務実習は行われていますかとの問いに対して、美容所における実務実習を行っている施設が70％との結果でございました。

また、問２は、問１で「行っている」と回答いただいた養成施設に、現行の美容所における実務実習は有効だと感じていますかとの問いに対して、現行の美容所における実務実習について有効と感じると回答した施設は83％との結果でございました。

また､問２で各項目を選択した具体的な理由を資料の下段のほうにまとめてございます。資料左側の有効と感じると回答した施設のうち、「現場を体験できる貴重な経験であるため」が最も多く、次に「就職意識の向上につながるため」の順に回答がございました。

次に９ページ目を御覧ください。

問３、問１で行っていると回答いただいた養成施設に対し、美容所における実務実習の主な内容についてお聞かせくださいという質問でございます。この問いに対しては、各施設における実務実習の主な内容は店内掃除、受付業務、美容行為／シャンプーの順に多い結果となりました。シャンプーやカラー塗布、カットといった美容行為については少ない結果となってございます。

次に問４でございます。問１で行っていると回答いただいた養成施設に、美容所における実務実習のおおよその年間時間数をお聞かせくださいとの問いに対して、各施設における実務実習のおおよその年間時間数は、昼間課程で50時間超え60時間以内が最も多く、次に20時間超え30時間以内との結果でございました。また、通信課程では10時間以内が最も多い結果となってございます。

次に問５でございます。問１で行っているに回答いただいた養成施設に、貴養成施設と実務実習の受入先の美容所で何らかの連携をしていますか。また、実務実習が充実するよ

う、何か工夫している点はありますかとの問いに対して、「連携している」と回答した施設が84%、「工夫している」と回答した施設が88%という結果でした。

問５で「連携している」及び「工夫している」と回答のあった施設の具体的な理由としましては、「生徒から日報等を提出させ、実習状況を把握・評価している」、また、「受入サロンで生徒の評価を行い、報告してもらっている」、「事前に養成施設で業務内容のシミュレーション授業を行っている」といった順に回答がございました。

続きまして、10ページ目を御覧ください。

問６でございます。問１で行っていると回答いただいた養成施設に、養成施設において美容所における実務実習を実施するに当たり、課題はありますかとの問いに対して、各施設において美容所における実務実習を実施するに当たっての課題は、62%の施設が課題があるという結果となってございます。

また、課題があると回答のあった施設の具体的な理由につきましては、資料の右側を御覧ください。「受入サロンにより指導内容や繁閑等が異なり、生徒の経験・技量に差が出る」、「実務実施をさせる適切なサロンの確保が困難である」の順に多くの回答がございました。

問７では、問１で「行っていない」と回答をいただいた養成施設に、美容所における実務実習を行わない理由についてお聞かせくださいという問いになってございます。これに対しては、美容所における実務実施を行わない理由について、「その他」の回答を除くと「実務計画や実務実習評価の事務が煩雑である」というものや「受付業務・店内掃除等の業務しか経験できないので、教育的効果が小さい」といった回答が多く、次に「実務実習をさせる適切なサロンがない」という結果でございました。

次に11ページ目を御覧ください。

問８でございます。今後も美容所における実務実習が必要であると考えますかとの問いに対して、86%が「必要あり」との結果でございました。

資料の右側でございます。「必要あり」と回答のあった施設の具体的な理由では、「現場を体験できる貴重な経験であるため」が最も多く、次に「就職意識の向上につながるため」との結果でございました。

また、「必要なし」と回答のあった施設の具体的な理由では、「現場を知ることで、マイナスイメージを持つ可能性があるため」が多く、次に「受入先によって指導内容や繁閑等が異なり、生徒の経験・技量に差が出るため」との結果でございました。

次の問９では、実務実習において見直したほうがよいと思う点や改善したほうがよいと思う点について教えてくださいとの問いに対しては、回答のあった施設の具体的な理由について資料の左側にまとめてございます。実務実習制度の見直しや改善点として、実務実習制度において生徒が美容行為を行えることなどの周知不足が最も多く、次に実務実習の上限時間の増加というような結果でございました。

また、資料の右側では、養成施設における実習状況の見直しや改善点として「受入先に

おける指導内容等の統一・調整」が最も多く、次に「受入サロンの確保・充実」といった結果でございました。

12ページ目を御覧ください。

こちらは調査３、美容師養成施設と美容所の養成段階から就業後の人材育成の連携・接続状況の調査結果でございます。

問１では、美容師の養成段階と就業後の人材育成の連携・接続について、何らかの取組を実施していますかとの問いに対して、取組を行っている施設の割合は61％との結果でございました。

資料の下段を御覧ください。回答のあった施設の具体的な理由について、資料の左側では、養成段階における取組として、養成施設とサロンにおける情報共有・サロンによる技術セミナー等の実施、また、卒業生による学校訪問、講演、意見交換、技術講習等の実施の順に回答がございました。

また、資料の右側では、就業後における取組として、教員が就職先へ訪問し、卒業生へのヒアリングや助言等を実施するといったものや、卒業後の離職者に対する相談窓口等を通じた就職支援の順に回答が多くございました。

次の13ページ以降では、参考として、調査４のまつ毛エクステンションの教育状況や調査５のオールウェーブセッティングの教育状況の調査結果をまとめております。こちらについてはまた適宜御参照いただければと思います。

資料２について事務局からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○芳賀委員長　ありがとうございました。

大変な情報量で、私も頭がいっぱいなのですけれども、我々はこの委員会で理容師・美容師を養成するという教育課程、教育制度の中で、就学の在り方について検討して、何をどう改善するのかという一定の結論を出していく。最終的にはそこを目指していくということになるわけですけれども、多分いろいろ検討すべき点はあろうかと思うのですが、その中で、まずはこの点から検討してはということで論点案を３つお示しいただきました。この３つの論点を検討するに当たって必要な情報として、教育、就学の現状に関する調査結果について御説明をいただきました。

これを踏まえて、委員の皆様からこの論点案、ほかにも議論すべき点はあろうかと思うのですけれども、まずはここから議論していきたいと思うのですけれども、これについて御意見や御質問をいただきたいと思います。

発言の際は、挙手をした上で私が指名させていただきますので、御発言いただければと思います。

前回の経験からすると、たくさん御意見が出るのではないかと。かなり細かいところまで本当に議論すべき点が多いのではないかと思うのですけれども、少しでも私の理解がついていけるようにということで、順番に見ていきたいなと思うのですが、論点を３つお示しいただいていたのが資料１の10ページですか。ここに３つの論点が出ていますけれども

この順番に御意見や御質問をいただけると私も理解しやすいかなと思います。

まず１つ目、必修課目と選択課目の履修内容について。これについては、高度化・多様化する消費者ニーズや理容師・美容師の資格に求められる役割、技術等に応えられる人材を育成するという観点から、現行の教育内容について見直すべき内容やほか例示すべき内容はありませんかということで、これに関して何か御意見、御質問等はございませんでしょうか。

谷本委員、お願いします。

○谷本委員　教育センターの谷本です。

まず最初に、事務局の説明を聞いていると、どうも実務実習のことばかりが出てくるのですよね。実務実習というのは、国家戦略に係る答えを出さなければいけないから、それは早い時期に答えを出さなければならない問題、そして、今、委員長がおっしゃっているこれは教育のことですから、しっかり時間をかけてやらなくてはならないことなのに、これは答えを一緒に出すようになっているのですか。

○芳賀委員長　事務局、いかがですか。

○健康・生活衛生局生活衛生課長　今、９ページに全体の論点案ということでお示ししているところに関連して御意見をいただいたところかと思います。

私どもとしては、前回の大きな改正から相当時間がかかっているということで、全体的なレビューをお願いしたいということでまずは提示させていただいてございます。

一方で、今、御指摘もございましたように、特区のほうからの要請ということもございますので、そこの辺りについては今年度中にある程度検討していくということが必要でございますので、その辺り、当然両にらみでということで進めさせていただきたいと考えてございます。

ただ、今回この委員会で出されたそれぞれの論点について、どういった方向性でやっていくのか。また、それのスピード感というか、もう少しこの点については詰めた議論をするべきであるとか、そういった仕分けはそれぞれ論点を皆さん全体的に提示していただいた上で、それぞれのスピード感などについては、また取りまとめを行うに当たっても整理をしていくということで、全てを同じタイミングで実施するとかそういう形でお考えいただくものではないのではないかと考えているところでございます。

○芳賀委員長　ありがとうございました。

お願いします。

○谷本委員　谷本です。

そこのところをはっきり担保しておきたいわけです。最初のご説明の中に国家戦略のそれは違うというお話もあったけれども、それは本当にそうなのか。大体こういうふうになってきたから、この時期が来たからこの結論でということにはならないのかということをしっかり聞いておきたいというのが一点。おっしゃっているのは分かります。分かりますけれども、はっきり言ってください。国家戦略のこととこの養成に係る問題は別だから、

たまたま同じように進んでいっているけれども、答えを出すのは違うときなのだと。きちんと解決しないと進まないのだということをしておかないと、期限が来たからというので決められてしまうと、国家戦略特区の養成に対する結論を出すのは何月ですか。頼みますよ。

○芳賀委員長　事務局、お願いします。

○健康・生活衛生局生活衛生課長　最後の国家戦略特区での結論云々というところについては、先ほどの９ページの一番下のところにも参考で入れさせていただいてございますが、24年度中に具体的な検討を行うということで、いつまでに結論を出すべしというところまで何か求められているものではございませんけれども、いずれにしても、今年度中にはしっかりとした議論を行うということは要請されているということで、この点については念頭に置きながら御議論いただきたいと考えてございます。

我々としても、先ほど申し上げましたとおり、前回の大きな制度改正から一定の時間が既に経過をしておるということで、全体のレビューをお願いしたいというところでございますが、今の時点での様々な状況を見て、どういった改正が必要なのか。また、その改正の規模感といったところはまた御議論次第なのかなとは考えているところでございますので、そうした皆様から御提示いただく論点に従って、私どもとしてもできるだけ議論のほうは整理をさせていただきながら、委員長と御相談して進めさせていただければと考えてございます。

○芳賀委員長　ありがとうございました。

今御説明がありましたように、今回御提示いただいたこの３つの論点には細かい点までいくとたくさんいろいろな課題が含まれていまして、その中に戦略特区から出てきたような課題とも関連する問題も含まれていますけれども、あくまでも我々としては今回示されたような全体を眺めた上で、ここに含まれる全てのことに回答を出すというのは絶対に不可能ですので、むしろその中で優先的に取り組むべき問題は何なのかですとか、そういった課題の優先順位のようなものというか、我々はまずフォーカスすべき点はどんな問題なのかというところを今回、次回あるいは今年度のこの委員会の中で見つけ出していければいいのではないかなと私は考えているのですけれども、よろしゅうございますか。

○谷本委員　分かりました。言わんとすることは分かるのですけれども、本当にやっていただければ一番ありがたいことで、正直に言って、29年度問題も学校としても早く結論を出してほしいのもあるのですよ。そうではないと、その次からの改正した後の対応をしなければいけないから、してほしいのですが、日にちが決まっているのでこの間にというのでは、こちらは大変なことです、生徒が何万人もいるわけですから、それは一個変えると言ったって、特区の話はそんな話ではないではないかで終わってしまうかもしれないけれども、29年改正の見直しのほうはそうはいかないので、早くしてほしいのは早くしてほしいのですけれども、後ろがここだからというのはちょっと困りますということです。

○芳賀委員長　ありがとうございます。

それでは、改めましてなのですけれども、今回の論点案について順番に皆さんから御意見や御質問をいただきたいと思います。

まず、論点１の先ほどの必修課目と選択課目の履修内容についてはいかがでしょうか。

大森委員、お願いします。

○大森委員　高度化・多様化する消費者ニーズに応えていくには必要な内容と思っております。時代にそぐわないところは変えていかなければいけないと思いますが、実務実習もいいのですけれども、座学についても、どうするのか教育機関の意見と現場の声、それから、サロンの声を、私も理容連合会へ戻りますと将来像検討委員会を開いておりますから、意見も聞き煮詰めてみたいと思います。

以上です。

○芳賀委員長　ありがとうございました。

論点１と論点２もかなり密接に関連していると思うのですけれども、併せて論点２の方もいかがでしょうか。要するにカリキュラムの話ですよね。カリキュラムの内容、それから、具体的な単位数、割とかなりテクニカルというか細かい話だと思うのですけれども、この点に関して、現行はこうなっているのだけれどもと資料のスライド12から16ページまででお示しいただきましたけれども、この中で検討の余地があるところ等がありましたら御指摘いただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

増田委員、お願いします。

○増田委員　全国消費生活相談員協会の増田でございます。

詳細な御説明ありがとうございました。

カリキュラムの内容は非常に多岐にわたる教育内容ですので、その中で工夫ができるかというのは分からないのですけれども、今、美容・理容のほうは高齢者の問題が非常に関係が深くなっているのではないかと思っております。訪問してヘアをやるということはもちろんそうですけれども、介護施設もそうですし、町の理容所のところに高齢の方、あるいは高齢と言っても本当の高齢者ではなくて、私たち世代も行くわけなのですけれども、技術的なテクニカルな問題ももちろんあるのですけれども、癒やしとかリラクゼーション、コミュニケーションとかそういうものを求める方たちが非常に多くなってくるのではないかとと思います。そうしたときに、やはり人とのコミュニケーションであったり、それから、場合によっては非常に対応が困難な方もいて、それはクレームというよりは説明力がなくて申し入れがなかなかしにくいというようなケースもあったりして、人と人との対話、コミュニケーション、それから、高齢者対応というものについて学ぶ機会というのが、時間がもう少しあったらどうかなと。これは希望なのですけれども、そういうことを考えております。

以上です。

○芳賀委員長　ありがとうございます。

これはあれですよね。恐らく松野委員からいただいている資料とも関連する内容ですよ

ね。
○大森委員　今、２に移りましたよね。必須課目と選択課目についてですよね。増田委員が言われたのは、選択課目の中に高齢者に対するコミュニケーションの在り方も入れたら幅が広がるのではないかということ。

選択課目は反対ではありません。それぞれの養成機関が個性を出すことは、私は好ましいと思っております。ただ、大事なのは、しっかりとした技術、日本のすばらしい理美容の技（わざ）が薄れていったのでは？　やはりマイスター的な高度な技術というのは生かしていくべきかと思います。

先ほど委員長からあったけれども、資料を見ましたが、松野さんの御指摘はちょっと違います。
○芳賀委員長　ありがとうございます。

割と同じように感じているのではないかと思っているのですけれども、例えば資料１の14ページですか。ここに必修課目と選択課目の履修内容というところがあるのですけれども、この一般教養課目群の中に例えば社会福祉というのがあったりしますよね。この中で例えば高齢者対応とかコミュニケーションだとか、あるいは介護、福祉とかそういったこと、あるいは性的マイノリティーへの対応ですとか、そういったいろいろな昨今のある社会問題ですよね。そういう教育も選択課目の中ではあってもいいのではないかと。
○大森委員　増田委員に対しては、そういうお答えをしたらいいと思うのです。
○芳賀委員長　そういう御意見は確かにこれから大事だと思います。ありがとうございます。

宮崎委員からお願いします。
○宮崎委員　宮崎です。

大づかみのところで、現状で最低取得する単位は67単位以上2,010時間というのは、一般の短大とかのところで考えた場合には、卒業の最低は62単位というところで、実はこの67を最低にしているというのはかなり充実した単位を設定してあると考えたときに、これにプラスアルファで高度化であるとかいろいろな対応をしていくというのは、学ぶ学生のほうからすると負担が多くなるのではないかということなので、原則としてやはりこの時間はある程度、１～２単位増やしてもあれなのかもしれませんけれども、そこは学校が決められる。これは最低ですので、その枠の中でどういうものを入れるかというのを前提に考えたほうがいいのではないかというのが一点です。

あと、もう一点あるのですけれども、必修系の内容を本当にいじるということになると、間違いなく国家試験とリンクしていきますので、本当にそこまで踏み込むのかどうか。今の高度化というところは、まさに今、話がありましたけれども、選択課目のほうで充実するという解決方法は十分取れるかと思いますので、その辺のところというのは結構大きなところかなと思いますので、今すぐ決めることではないかと思いますけれども、その点は頭に入れながら議論していったほうがいいのかなと思っております。

以上です。
○芳賀委員長　ありがとうございます。
受講する学生さんの観点からも、カリキュラムを提供する教育施設側の観点からも、とにかく無制限に増やしていくというのは、増やすばかりでは大変なので、基本的には何を選択課目として提供するのかというところを弾力的にといいますか、出し入れ、スクラップ・アンド・ビルドしながらそれぞれ個性を出せるといいと私も思います。ありがとうございます。
谷本委員、先ほど挙手されていましたけれども、お願いします。
○谷本委員　谷本でございます。
29年度のときに、これを改正するときに、結果を踏まえて評価すると。その結果で考えようということになっているのですけれども、その評価は何もしてもらっていないのです。厚労省から聞いていないのです。それが先であって、その評価の中でどうしよう、こうしようというのをやっていかないと、この大枠の３つだけを出されても、どういう方向でやっていけというのがなかったら議論が広がってしまうから、それをまず出してください。
○芳賀委員長　確かにこれは新カリキュラムですよね。現行カリキュラムのレビューというのが必要かなと思うのですけれども、これは何か調査等はありますか。
○谷本委員　本来はそういうのがあって初めてこういうものが出てくるはずだから。
○健康・生活衛生局生活衛生課長　カリキュラムが変わってからの状況ということで、今日は一部ダブルライセンスの理容の状況ということはお示しさせていただいたところでございます。
また、例えば関連をしてというところでいけば、その後国家試験を受験された方の動向とかはどうなのかとかというところで見てまいりますと、それほど大きな変化があったかというと、そういうところではないのかなというところはございます。データ上は大きく捉えられるところはそうしたところなのだろうと思ってございます。
ただ、そうした数量的なものだけですとなかなか見えてこないところもございますので、そうした点も含めて、今回美容のほうでも提供させていただきましたような、それぞれの学校さんでの捉え方など、そうした一つ一つの声を集約したものを御参考にいただきながらということでやっていければと考えているところでございます。
例えば29年度の改正の状況でいけば、それぞれ理美容に特化したような形で教科の中身を変えていくというところであったかと思いますが、何かそれ固有の評価ということでなかなか数量的に現れてくるところでもない部分もあろうかと思います。そういうところであれば、学校さんのやってみての感触とか、そういったところを一つ一つお聞かせいただくのがよろしいのではないかなと考えてございます。そういった点で、私どもとしてもできるだけヒアリングなどを交えながら、参考にいただくべきデータ等を御提供いただきながら、今後も御議論いただきたいと考えている次第でございます。
○芳賀委員長　ありがとうございます。

やはり出口のところだけでは分かりにくいところは教育の現場の方の御意見などを伺いつつ、この点はまた検討を進めていきたいと思います。ありがとうございます。

○大森委員　大森です。

あわせて、４ページに29年の制度改正という項目がありますけれども、１項目めの同時授業がありますね。私はこれを進めていくべきだと思っておるのです。学校の運営上、経営上、同時授業を進めていくということは、理容学校を破綻から守ることで、非常に重要と思っております。

ダブルライセンスの話も、今、課長さんからありました。ダブルライセンスの状況は第１回専門委員会で私からもお話ししました。鹿児島とかいろいろなことを具体的に、ダブルライセンスが伸びているということで、先ほど、事務局や宮崎委員には個別に資料をお渡ししました。私どもの将来像検討委員会で皆さん方のお話しになった内容を議事録を公開して、どう思われるかは別としてお配りいたします。

○芳賀委員長　ありがとうございました。また情報共有のほど、よろしくお願いします。

それでは、藤田委員、お願いします。

○藤田委員　オンラインの藤田ですが、一言よろしいでしょうか。

今、平成29年の制度改正のレビューのお話などが出てきましたが、本日配られております資料２の中の調査の結果もレビューの一部にはなるかと思います。資料２はまた後で議論される予定だったのかもしれませんが、ちょっと先取りで、関連するかと思いましたので申し上げますと、こちらの調査では46の都道府県で264施設を対象にしたということですが、一つ一つの回答には、地域の差がすごくあるのではないかと感じました。例えば実習の適切な受入れ美容所がないというような課題などはかなり地域差が大きいと思われますので、こういった数字として出てくる調査、レビューもすごく大事ですけれども、先ほどお話がありましたが、各地域の養成施設などにヒアリングして丁寧に細かく状況を把握していくというのも、こういった論点を考えていくための材料として大事なのではないかと思いました。

以上です。

○芳賀委員長　ありがとうございました。

確かにせっかくのデータなので、地域別に特徴の違いなども見られるといいですよね。ありがとうございます。そのような集計がもしできましたら、それもお示しいただければと思います。

それでは、３つ目の論点です。これは一番御意見が出るのではないかと思っているのですけれども、資料１の養成施設における実習の在り方ということで、これに関する調査結果ということで資料２をつけていただいております。

これについても、理容実習・美容実習における養成施設内の実習といわゆる実務実習ですかね。理容所・美容所、サロンでの実務実習等の役割についてどう考えるべきなのか。あるいは実務実習の上限時間の管理方法について現状適切と考えられるのか、よりよい方

法がないのかといったこと。それから、選択課目においても理美容所で実習を行うことが可能となっているのですけれども、理美容実習における実務実習に準じた扱いとされているところ、上限時間を含め、取扱いは適切かどうか。こういった点について、養成施設内での実習及びサロンでの実習を両方含めて、実習に関する課題について御意見、御質問等があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

大森委員、お願いします。

○大森委員　この中では、座学と実習のバランスというのが今問われておると思うのです。やはり座学も大事であり、実習も基本技術ですから、教育機関が衛生的な高度な基本技術を教えるということは出発に際してとても大事なことであります。今のこのバランス的な点についても調べてみたいと思っております。

○芳賀委員長　ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

特区提案との絡みとかはよく分からないのですけれども、今回のこの調査結果を見ていて私が思ったのは、前回の議論、皆様からいただいた議論を踏まえて、これは考えたほうがよさそうだと実は思ったことがありまして、それは若い美容学生あるいはアシスタントの皆さんで将来的に美容・理容という仕事に希望が持てなくて辞めてしまう人がかなりいるというお話を伺いました。これは多分メンバーの全員で前回で共有できたと思うのですけれども、やはり夢のある仕事にしていきたい、希望が持てる仕事にしたいというのが我々全員立場は違えど共通したところだと思うのですけれども、実際にこれは美容師・理容師に限らず若い働き手、今、我々の大学を卒業して就職した子たちも、実は１年以内に会社を辞めてしまうというのがすごく多いです。３年未満での離職率というのはすごく高くなって、これが一つの問題になっている。こうしたことがなぜ起こるのかというのは、いわゆるミスマッチということがよく言われるのです。要するに、現場を知らずに表面的なところだけで会社を選んでいってしまうので、言ってみれば理想と現実のギャップが大きくて、そこについていなくて辞めてしまうということが多い。美容・理容の現場でもそういうことってやはりあるのではないかなというのが、実は今回の調査結果などでもうかがえるのではないかなと思いました。

というのも、実務実習の効果に関する回答について結構出てきているのが、現場を体験できる貴重な経験であるという回答がある一方で、面白いなと思ったのが、有効でないと感じた点のところに現場を知ることでよい面と悪い面の印象を持ってしまうと書いてあるけれども、悪い面もあらかじめ知っておくべきだし、過剰に現場を美化したイメージを持って、現場にいきなり飛び込んでギャップに驚くということがないようにするためにも、サロンでの実習で何をすべきか、どうやってやるべきかという以前に、やはり現場を知るという意味でそれなりに意義のあることなのかと思ったのですけれども、この点、いかがでしょうか。

○大森委員　　離職率ですがニュース等でも漏れ聞きます。特に美容のほうですけれども、

37％ぐらい出ているというようなことで、数字まで出ておりますから、これらを考えて進めていく必要もあろうかと思います。現在、サロンを辞めた方の多くが業界外へ流れ、離職率が高い状態にあると認識しています。見識を広めるとか、自分が望む職場の仕事をしたいとかという場合は、若者の就労に役立つのであれば、理容が美容、また、美容が理容にと、理美容の人材交流も考えていかなければとふと感じました。
○芳賀委員長　谷本委員、お願いします。
○谷本委員　谷本です。
皆さん、離職率がどうという話が出てますけれども、その数字に根拠があるのですか。教育センターが調べた結果とは全然違いますよ。教育センターが養成施設で卒業している生徒たちを対象に調べた数字は、最初に行ったところは確かに１年以内に辞める子もいる。しかし、その子は美容以外の仕事に就いているのではないのですよ。多くの子供たちは違うサロン、美容室に行っているのです。でも、１年で50％辞める、80％辞めるという話ばかりが先行しているけれども、後から来る人もきっとそう言うだろうけれども、最初に行ったところは確かにミスマッチもあるかもしれない。子供たちの思いとサロンの思いが違うというのはあるかもしれないのですけれども、そういった人でもちゃんと美容を続けている人たちが何人もいるということ。だから、50％が辞めたとしても、実際に美容を離れた割合は半分ではないかと。そんなことはないのですよ。数字は数字、数字を言ってもらっていいですか。教育センターで、全校ではないですよ。回答が来たところだけと話をしているわけですが。
○大森委員　離職率とかの集計があるのだったら、いやちょっと違うよということであれば、私は議論があっていいと思うのですよ。
○芳賀委員長　すぐお分かりになるのであれば、御議論いただければ。
○谷本委員　だけれども、その話が先行してしまうから。短く。
○大森委員　委員長、先ほど言いましたが、サロンを辞めると次のお店へ行くという方は確かにいるのです。ところが、ほとんどの人材は業界外へ流れるという離職率が高いということで、数字は、美容は３年間のうち36.7％いるという情報を得ております。
○谷本委員　100ある全てから返ってきているのではないでしょう。だから、それが100％言っているのではないです。ただ、返ってきた数字から言うと、百何十ぐらい返っているのですか。
○大森委員　私は委員長がそういうふうに問題点を提案されたから、話しただけなので。
○谷本委員　確かに５割近く辞めているのも事実だと。その後、半分近い人は間違いなく同じように行っているということ。それから、３年後も同じような状態ですね。そういう形で、そこの店は合わなかったかもしれないけれども、違う店でちゃんとやっているというのが事実であって、最初の１回目か忘れたけれども、大森委員は知っているからいいのだけれども、知らない人は80％も辞めるのだと。でも、全然違うところに行くのだという話ではないということ。だから、ここは子供たちがやはり夢を持って入ってきたそれを続

けているということだけは御理解しておいていただきたいということです。
○芳賀委員長　ありがとうございます。
それぞれのところで調査等をされているようですので、もし事務局に御提出いただければ、私もそれを拝見しまして、解釈の仕方も調査の仕方というのでかなり変わってくると思いますので、一回我々で検討した上で、共有すべき情報としてはまた次回以降で共有させていただきたいと思いますので、もし差し支えなければデータを御提出ください。
○谷本委員　分かりました。
○芳賀委員長　よろしくお願いします。
○谷本委員　全部の数字ではないですよ。
○芳賀委員長　論点の３、実習に関してほかの委員から御意見、御質問等はございませんでしょうか。
藤原委員、お願いします。
○藤原委員　美容連合会の藤原です。
まず、座学の履修単位と実習の履修単位のバランスということ、これは大森委員も言っておられましたが、私も美容のほうのいろいろなところからお話を聞いても、これについてそれほど異論、あるいはもう少しこちらを増やせとかというような話は今のところは聞いていないというのが一つ。
あと、実際に座学と実習については、以前にも相当議論を重ねた中でこのような制度という形になっているのだろうと認識しておりますので、これを今ここでまた議論を深掘りと言っても、どういう角度でどうするのかというところがちょっと見えないと感じます。
あともう一点、サロンでの実務実習ということですけれども、一応60時間以内ということになっておりますが、受入サロンとしては、実際にアンケートでも出ておりますように、受付業務ですとか清掃ということがほとんどで、実際にお客様に直接触れて施術させているかというと、そういうことではないと。つまりは、結局、実務実習でサロンに行って学ぶことで実技のスキルを上げるというようなレベルではなくて、あくまでも美容室であれば美容室の今の現場はどんなお客様がいらして、美容師さんはどんな仕事をしているのかということを体験するということなのだろうなということで、実務実習が必要であるという回答を出しているところも、決して実務実習を60時間やったから生徒の技術、スキルというかレベルが上がるということではなくて、あくまでもサロンに入ったときのためのシミュレーションみたいな捉え方をして、そういう意味では非常に意味があるという捉え方をしているのだろうなと考えております。
以上です。
○芳賀委員長　ありがとうございます。
実務実習については、目的をそのように仕事を知るという就業体験、疑似体験なのか、技術の向上なのか、そこはちゃんと切り分けて議論をしたほうがよさそうですね。ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

増田委員、お願いします。

○増田委員　全国消費生活相談員協会の増田でございます。

養成施設における実務実習については、やはり基礎的なことをしっかりと学んでいただきたいと思います。そこがしっかり身につかないと本人の自信にもならないと思いますので、ぜひそこは今の状況を維持し、強化するということでお願いできればと思います。

今、先生方からお話がありましたように、実際にサロンに行ったときにお客様に触れる機会がないということは、本人にとっては非常に残念な気持ちもあるとは思うのですが、顧客のほうからすれば大丈夫かなという気持ちがあるので、やはり相当程度サポートする方がついてくださらないと、それはやっていただくのは非常に難しいなということで、そういうことであれば、実習に赴くに当たっては、実習の目的はこうですよということをきちんと養成施設のほうで説明をして、自分の実技を試すところではなくて現場を知るところなのですよということを教えていただくことがとても重要ではないかなと。そのためには、やはり養成施設とサロンとの関係ですよね。どういうサロンに送り出すのかという事前の調査、教員の方々は大変御苦労だと思うのですけれども、高校の先生方が苦労して学生を送り出すというのと同じ気持ちだと思うのですけれども、そういうことで御尽力いただきたいと思っております。

○芳賀委員長　ありがとうございます。

それでは、論点３についてはこれでよろしいでしょうか。

それでは、たくさんの御意見をありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

設楽参考人、参考人席に御着席いただけますでしょうか。

（設楽参考人着席）

○芳賀委員長　それでは、議題３「関係団体からの意見聴取①」について、本日、参考人として御出席いただいている一般社団法人日本ビューティー創生本部の設楽理事長から資料３の説明をお願いします。どうぞよろしくお願いします。

○設楽参考人　日本ビューティー創生本部の設楽と申します。よろしくお願いいたします。

資料３に書かせていただいております。私どもの創生本部が今どういった状況で、何をやっているかといったもの、あとはどんな目的でやらせていただいているかというものを明記させていただいております。

この組織につきましては、2017年の７月に創設をさせていただいております。

先ほどから皆さんから御意見が出ておりますけれども、この業界はやはりなり手不足に相反するオーバーショップ、あとは改革なき劣悪な労働環境、国家資格でありながら低賃金、有資格者の他業種への大量流出等、とりわけ人材面に関する問題が厳しさを増しているというのが実態でございます。

そういった中、私どもとしましては、この（１）から（５）に書いてありますけれども、

特に１番のほうに今回は力を入れまして、業界の要であります人材の確保、育成、安定といったところの３点について、理美容学校というものをもう一度私どもは原点から、現場主体、理美容師が主体となる教育環境をつくっていこうという考え方で取り組んでおります。

私どもとしまして、2022年ですけれども、京都に理容学校を創設させていただいております。理容学校ですので、美容学校とは違いまして、大森理事長がおっしゃるように「わざで世界を変える」といったものを目的に、グローバルに適応した理容人を育んでいくという教育方針の下、私どもとしましては、特にシェービングに力を置いて学校カリキュラムを運営しております。

先ほどから出ておりますけれども、特に女性の活躍促進といったところに注力しておりまして、うちの学校の敷地内ですけれども、シェービングサロンという国家資格を取った後どういった成功モデルがあるのかといったサロンも実際に運営をしております。そこでは今、女性のシェービニストが活躍しておるのですけれども、子育てと両立をしながら週３日で勤務をして、収入も20万円以上ちゃんとシェービングだけで確保しているという成功モデルもこの学校の敷地内にはできております。

そういった女性活躍の推進であったり、あとは今後、介護であったり、看護であったり、そういった分野からダブルライセンスを取りたいといった要求なども最近は非常に増えている状況であります。

うちのほうとしましては、特にシェービングに力を入れていると先ほど申し上げましたけれども、今後、そこにつきましてはもっともっと深掘りをしていきたいという考え方であります。

そういった一貫としまして、特に京都の地域なのですけれども、理容師の方々をメインにシェービングだけに特化したアカデミーというものも学校で開設し、運営をしております。おかげさまで、そういった地域の理容師の活性化、また、新たな活躍の場として、いろいろな意味で大変御好評いただいているのが実態であります。

先ほどから出ております、今後、実地訓練サロンですけれども、先ほど申し上げたように離職率が高い、またはサロン環境がなかなか追いついてこないという状況もありますので、健全なサロンに確実に人材を送り込んで、健全なサロンの中で本来の理美容のわざを磨いていただこうという環境を構築しようと第三者型の評価委員会をつくりまして、三ツ星サロンという商標を取りまして、そこで認証制度の下、そこに推薦して理美容実習をしていこうということで今動いております。

今回、そういった状況も踏まえまして、2023年ですが、特区の制度を活用させていただいた経緯がございます。その中で、我々としても、理容養成学校の運営に携わる中で、やはり養成施設での学習で身につく技術と現場で生かせる生きる技術に大きな誤差がある。そこが一つの高い離職率の要因になっているというのは実感しております。

あとは、実地習練の廃止とか、教育課目が2007年に改正されており、20年たっておりま

すけれども、そういった在り方というものも、もう少し学校に教育の現場という裁量性を持たせてもいいのではないかなという考えを持っております。そういった一つとして、私どもとしましては、ESGの問題、女性活躍促進でどういったサロンができるかとか、あとは最近話題になっていますLGBT、あとはフェムテックといった女性が活躍できる環境を学校の授業の中に取り入れていこうという考え方で、提携するサロンと連携しながら今活動させてもらっています。

やはり先ほどから出ていますが、現行の養成施設のカリキュラムは、昼間２年、通信３年というのがあります。ただ、ここから国家資格を取ってからサロンに勤めて、現状ですとアシスタント期間で２～３年かかります。ですので、本当に稼げるようになるまでには、学校の２年と３年で５年という時間を要します。正直に申し上げて、それまでには本当に時代が変わっているのではないかなと思っています。顧客ニーズも変わるでしょうし、これだけ働き方改革が進んでいる中で、就学環境というものも表裏一体で変えていかなければ、本来の目的が実現できないのではないかなという考えでおります。

アシスタント期間が長いのはサロン側の問題だとか、いや、これは学校でやるべきだといった論点ではなくて、本当に理美容師が現場で活躍できる環境をいかにつくれるか。そこに私どもとしては論点を最大限持っていって討論していただきたいなという考えではおります。

今回、特区の中で提案させていただいているのも、ここに書いてありますが、１と２がございます。１につきましては、厚生労働省さんの御指導もいただきながら、２年を１年にするというのはかなりハードルが高いかなという現実は持っております。ただ、提案２につきましては、当初特区という形で申請させていただいておりますので、少なからず特区内でも修学期間と修学時間といったものを現場主体に持っていきたい。学校裁量の環境をつくっていきたいなと。そこは特区内でもよろしいのではないかなという考えではおります。そのため、同時期に入学した学生は国家試験の受験時期も同じになりますので、現法の中では特に影響はあり得ないのではないかと考えております。

あとは、実務実習に関しましては、先ほども触れさせていただきましたけれども、三ツ星サロンという制度を今後積極的に普及していきたいと考えております。

さらには、最近ですと、先ほど申し上げましたようにESGの問題、この業界も非常に取り組まなくてはならない問題が出てくるかと思います。そういったものもこの制度に導入して、業界の価値というものを社会でもっともっと上げるべきであって、やはり人を美しくする業界、理美容師でありながら、現在まだまだそこまでも心身ともに美しくなっていないということは事実かと思います。そういった環境を入り口の段階から少しでも変えていけたらなという思いで、私どもとしましてはこういう取組をさせていただいております。

御存じのとおり、QBハウスさんなどもカット専門で、カットだけです。それだけで累計来店人数ですか。顧客数が３億を超えているという実情です。ですので、現状の法律、関係法規、いろいろありますけれども、これを全て否定するのではなくて、これだけ多様化

してくる社会において、学校教育というものも学校に少しずつ裁量を任せて、社会的ニーズに、また、地域地域にいろいろな開発とか、もちろん介護の施設、福祉施設とかもいろいろありますので、地域地域に合った事業内容なども組み込んでも、それこそ価値が上がっていく職業になるのではないかなという考えではおります。

やはり学生をエンジョイしたい人というのも確かに今現実でおります。別に現状の学校生活、環境を否定するつもりは全くございません。それはそれで一つの生き方ですので、それはもちろん尊重すべきことであって、その中でも手に職を早くつけたい、稼ぎたいという方々はこの理美容師の中には多数おります。先ほど人数等、美容師免許の登録数等が出ておりましたけれども、美容師の登録数、これは厚生労働省のほうで出している登録数ですけれども、140万人います。実際に就業している美容師というのは57万人しかいません。免許を持っているのですけれども、40％の人しか働いていないわけです。理容につきましてはもっとひどいです。61万持っておきながら、就業している理容師は20万人、約30％しかいないのが事実です。この事実をどう捉えていくかというところが、またこの業界に対しての職業としての価値をもう一度原点から見直す時期に来ているのではないかなと考えております。

京都の学校につきましても、おかげさまで非常にマスコミ等に取材も多数いただいております。全国から多数の理容学校さん、または理容者の方々に見学に来ていただいています。そういった声もさらに生かして、今後は高校生だけに理美容師になるという考え方を変えて、先ほど委員の方々からもありましたけれども、母子家庭の方、生活弱者の方、様々な方が参入できる、そういった障壁を、学費面も含めてですけれども、こういった就業時間、期間というところも含めて、抜本的な改革が必要な時期に来ているのではないかなと考えております。

そういった取組を私どもはさせていただいておりまして、現に今、北海道とか京都、福岡からもセカンドキャリア、要するに次のステップで美容師をやりたいという方々の要望書も全国から多数来ています。こういった声にも耳を傾けて、本来理美容師がやるべき業務というものを業界内ではなくて業界外から、何を必要とされているのか、何が今求められているのかというものを反映した事業内容にしていくべきではないかなという考え方で今やらせていただいております。

そういった話で一連の話をさせていただいておりますけれども、基本的に根底にあるのは、大森理事長がおっしゃったように、わざで世界を変えて、理容者のわざが世界に通用するぐらいまで持っていきたいなと。そして、やはり人を美しくする業界ですので、まずは理美容師が美しくなっていただきたい、稼いでもらいたいという環境の下、私ども創生本部としては取り組んでいる次第でございます。

以上でございます。ありがとうございます。

○芳賀委員長　ありがとうございました。非常に先進的な取組とか斬新なアイデアを御披露いただきまして、大変興味深く聞かせていただきました。

それでは、委員の皆様から御意見、御質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。挙手をしていただければと思います。

遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員　理美容試験研修センターの遠藤です。

１点、試験を実施している立場からの質問なのですが、最初におっしゃった養成施設での学習で身につく技術と現場で生きる技術には大きな誤差が生じているということなのですけれども、具体的にはどういうことを誤差とおっしゃるのでしょうか。

○設楽参考人　例えば美容に関しましては、ここにいろいろありましたピンカールですか。そういったものは現在現場ではほとんど使われていないという声も聞いております。年に１回使うか使わないかとか、そういった声も実際に聞いております。

やはり先ほど申し上げたQBハウスさんはカットオンリーで、それでも飯を食べられているわけです。ですから、現場とえらくかけ離れているというわけではなくて、時代背景、生活環境に合った技術を学校で学べる環境をつくっていきたいなという考え方でいます。

○芳賀委員長　よろしゅうございますか。

○遠藤委員　はい。

○芳賀委員長　ほかにはいかがでしょうか。

では、宮崎委員からお願いします。

○宮崎委員　この三ツ星サロン認証制度というのは、そういうのがあるのかと思ったのですけれども、現在大体何店くらい指定していて、また、具体的には例えばこんな基準で認証していますというのをお教えいただけたらと思うので、よろしくお願いいたします。

○設楽参考人　今日その資料をお持ちすればよかったのでしょうけれども、実際にコロナ前にそういう確立をしまして、制度化も全部しまして、ディプロマ等も発行したサロンは今４件ほどあります。

今おっしゃっていただいたように、労務の問題であったり、あとは離職率といったものを総合的に判断し、あとは財務的な面も公認会計士さんに入っていただいて、安定的な店舗展開が可能なのかといったところも客観的な意見の下で判断していただいているというのが実情です。

○宮崎委員　ありがとうございます。

○芳賀委員長　それに関して、私からも１個質問なのですけれども、今、４店舗認証されているのですよね。これをもっと増やしていかなくてはいけない。この制度が有効に作用するにはもっと増やさないといけないのですけれども、増やしていく上での課題とか何か感じられていることはありますか。

○設楽参考人　三ツ星サロンの中で一番問題になっているのは、やはり人材の問題になってきていますので、離職率の高さというのは断トツで多いです。そこを改善するためには、直感的といいますか、楽観的になるのかもしれませんけれども、学校教育というものをもう一度変えていかないと、現場に合った教育をして稼げる環境をつくっていかないと、や

はり離職率は今後もひどくなっていくのではないかなという考え方ではおります。
○芳賀委員長　ありがとうございました。
　増田委員からお願いします。
○増田委員　全消協の増田です。
　御説明ありがとうございました。
　まず質問なのですけれども、提案２の御提案というのは、現状の必修課目は現状維持というのが大前提で、養成施設の実習時間をある程度自由にできるようにということだと理解していますけれども、必修課目は変えないということでよろしいですよね。
○設楽参考人　はい。
○増田委員　ありがとうございます。
　その上で、やはり三ツ星サロンがどれだけ機能するかという問題がとても重要だと思います。それがすごくたくさんあって、養成施設と連携が十分にできるということであればいいと思うのですけれども、そうではないと、やはり民間の団体が評価した三ツ星サロンですので、あまり少ないと社会からの信頼というのがどうかというのもありますので、そこが機能するかというところがとても重要かなと思うのですけれども、その辺の見込みというか、将来的な期間とか、その辺を教えていただければと思います。
○設楽参考人　三ツ星サロンの審査機関はもちろんうちでやるのですけれども、第三者委員会でやるのですが、今後、地域地域でも離職率であったり、賃金であったりというのも若干変わってきますので、地域に１か所ぐらいはそういう審査機関を設けていきたいなという考え方であります。できればそういう養成学校などに併設型というのが一番理想だと思うのです。そこで育った人間がちゃんとしたサロンに行けるスキームをつくってあげる。これはやはり技術だけではなくて、学校という役割も今後果たしていくべきだなという考え方ではおります。そこが併設できれば一番理想だと思っています。
○増田委員　ありがとうございました。
○芳賀委員長　ありがとうございます。
　谷本委員、お願いします。
　藤田委員、もうちょっとお待ちください。すみません。
○谷本委員　離職率というのは、先生のところの関連の店の離職率なのですか。
○設楽参考人　いえ、違います。
○谷本委員　どこの離職率。
○設楽参考人　うちのほうで、全体的にいろいろな地域から。
○谷本委員　どこの地域からですか。
○設楽参考人　全国あります。今のところは福岡、大阪、京都、仙台。
○谷本委員　それは全部から取ったのですか。
○設楽参考人　取ったというか、そういう応募をかけています。その中でやりたいというところが手を挙げています。

○谷本委員　それが、いつもここになるのだけれども、学校が悪くて離職率が高いのか。サロンは悪くないのか。サロンは自分のところは辞めていくと。辞められて一番困るのはサロンなのですよ。でも、辞めないためには何をしているのです、こうしているのですというのは私は一回も聞いたことない。何をしておられるのですか。去年辞められた人はこういう問題で辞めたと。それなら、それに対して対策は何かしているのですか。
○設楽参考人　ですから、うちのほうもおかげさまで今回初めて国家資格を取った学生さんがおるものですから、そこに関しましては、完全にそういった調査をした上で、三ツ星サロンの審査をした上で、そこに輩出するという流れをつくってあります。
○谷本委員　だから、私が言いたいのは離職率が高い、高いばかり言わないでほしい。それはサロンにも原因があるのだと。あなた方はいつも理屈で言うのは、学校がおかしいのではないか。もっと言うたら試験制度がおかしいのではないか。今のピンカールも一緒ですね。そうやって言ってくるけれども、自分たちは人が来ないのです。来るためには何をしているか。そして、来た子たちが辞めた場合は、それを改善するようなことをしているかというのは一切聞いたことがない。まず一番はそこからですよ。学校がどうのこうのという問題ではないのです。あなたのところの店へ行っている子供たちは、学校の卒業生を従業員で入れているのでしょう。学校は人を集めに行っているのですよ。あなたのところは何をしたのですか。だから、それでも足らない、足らないというのは言わないほうがいい。入ってきた子をちゃんと育ててやることを一番に考えたほうがいいですよ。
○設楽参考人　おっしゃるとおりです。ですから、うちのほうとしましても、2022年に学校をつくって、この春おかげさまで全員一発合格させていただきました。
○谷本委員　それはすごい。
○設楽参考人　それは理容です。
○谷本委員　ごめんなさい。うちの社員校ではないので情報がないから、全員というのは何人ぐらいですか。
○設楽参考人　うちは定員が少ないものですから、定員10人です。それで３人受かっています。
○谷本委員　なら、三ツ星サロンはそれで行けますね。
○芳賀委員長　ありがとうございます。
　今、御指摘がありましたし、先ほど設楽参考人からも冒頭の御説明の中にありましたように、学校が悪い、サロンが悪いと言い合っているとどうにもならなくて、恐らく構造的な問題で、要するに時代の変化に合わせて、どこか一人、学校だけが努力すれば直るとか、サロンが努力すれば直るとかそういう問題ではないはずなので、むしろ協力して同じほう向いてやっていかなければいけない。そういったどちらを向いたらいいのか、どちらだったらみんなが同じ方を向けるのかというのを見つけ出していくのがこの委員会の一つの役割かなと思っておりますので。
○谷本委員　私は最初から業界が悪いなんて言っていません。学校の教育がどうだと言う

から、全てそれが原因なのですかということ。当然本当は一緒になって考えて、行った子供たちが例えばあなたのところのお店で１年で辞めていたとしましょう。それが２年、３年いてくれることが一番だから、話合いをしなければいけないというのはよく分かっているのです。だから、そのためには学校サイドも努力します。御意見もよく聞く。ところが、一方の話で言ってくると、今みたいにまたなのかという話になってしまうから、そうならないようにお話は続けたらいいと思うけれどもということです。いいことを言っているのではないのです。

○芳賀委員長　ありがとうございます。みんな同じ方向を向いていけるようになるといいなと思っています。どうもありがとうございます。

藤田委員をずっと待たせていますので、藤田委員、お願いします。大変お待たせしました。

○藤田委員　学習院大学の藤田です。

今話題になっております三ツ星サロンなのですけれども、私はこれの第三者性に少し疑問があります。そちらの創生本部様は御自身でサロンも経営されている。それで、第三者委員会を設置しているということですが、認証制度も運営されている。自らサロンを運営されている主体が認証制度を運営するというので、これは第三者性に問題があるのではないかと思われるのですけれども、この点はどういうふうに整理されているのかというのがまず質問の一点です。

それから、御提案に関するコメントを３点申し上げたいのですけれども、一旦ここで切ったほうがよろしいでしょうか。

○芳賀委員長　では、一旦ここで。

○藤田委員　大変失礼ながら、サロンの認証制度、三ツ星サロンについてもう少し申し上げますと、これは現在４件認証されているということなのですけれども、サロンでの実習を三ツ星サロンの認証があるところに限るという御提案だと理解しましたが、このご提案というのは御自身で運営されている認証制度を広めるための手段というか、広めたいという目的もあるのかなという印象も受けてしまいますので、その辺のところを御説明いただければと思います。

○芳賀委員長　設楽参考人、お願いします。

○設楽参考人　三ツ星審査につきまして私どもは一切関与しておりませんので、全く第三者委員会の下で、先ほど申し上げた公認会計士さんとか、そういった方々のチーム、委員会がありますので、そこに委任しているという形になります。

あくまでも学校としてはやはり就職先というのが一番重要な話になってきますから、私どもはそれが全てイコールで結ばれているわけではなくて、そういった三ツ星サロンの一つとして送り込むという判断材料の中の一つになっているという程度です。ですから、私どもがここに関与してどうのこうのというのは一切ないです。公平な機関として取り扱っていきたいなと考えています。

○芳賀委員長　藤田委員、これに関してはよろしいでしょうか。
○藤田委員　分かりました。ありがとうございます。
　その上で、３点コメントを申し上げたいと思います。
まず１つ目は、今までの学科というか座学の部分ですけれども、２年間で学んできた内容を１年で学ばせるというのは、教育の現場で無理があるのではないかと。私自身はそういった教育の現場をよく存じ上げていませんので、単に推測になってしまうのですけれども、素人判断でそういった懸念があります。それが第１点目です。
　それから、２点目としては、もし２年目が実務実習だけになりましたら、子供を通わせる保護者や学生本人の立場からすれば、学校は１年で修了させてくれればいいのではないかというような思いや希望が出てくるかと思うのです。その点が懸念されるところでございます。
　それから、第３点目は、こちらの御提案を見ますと、選択課目の一部を実務実習のほうに入れ込むということで、現状の選択課目600時間を150時間にしているのですけれども、これは大変残念な話であります。選択課目はそもそも目的が人材育成の側面が大変強くて、社会人としても必要な教養を身につける機会になると思うのです。もちろんその時間を勉強しただけで教養が身につくかというと、それで十分というわけではないのですが、その後の長い人生の中で、生活の中でも教養を身につけていく力を養うというか、素地をつくるという時間になるかと思います。ましてや、先ほども福祉のこととか高齢者への対応などのお話がございましたけれども、そういったニーズに対応していくのに、この選択課目というのは非常に大事な役割を果たせるのではないかと考えますので、この選択課目が減るというのも私自身としては残念に思われる点であります。
　以上です。ありがとうございました。
○芳賀委員長　ありがとうございました。
　コメントということで承っておけばよろしいですよね。ありがとうございます。
　設楽参考人、また参考になればと思います。
○設楽参考人　ありがとうございます。
○芳賀委員長　大森委員、挙手されていましたよね。お願いします。
○大森委員　いろいろと御質問もあったりする中で感じたのですけれども、三ツ星サロンが４サロン。10人の生徒。自分の営業のために制度を変えることはできません。これは申し上げておきます。
　ただ、時代の流れというものは非常に大事で、改革ということはとても大事と私は思っています。その中で、シェービングとか、例えばカットだけのとかという話、それは全体を複雑化するだけなのですよね。今の規制改革の中で考えられるのは、簡素化しながら、中身を失わないようにしていくかということの中で議論されておるわけで、複雑化することは今の流れと逆行していると思っているのです。だから、少々違うのではないかなと思いました。

それから、申し上げておきますが、日本の理容は既に世界一なのです。私はそう自負しているのです。では、どういうところが世界一なのかというと、やはり衛生的で高度な技術なのです。基礎的な衛生学とか、公衆衛生学とか、消毒学とか、非常に大事であって、技術のみではないのです。

また理容設計学というのがありまして、血液の流れに準じた高度な教育がありまして、それを教えるのが養成校なのです。それを失わないようにと私は申し上げているので、むしろ簡単に実習を多くしたらいいというのについては、あくまでも今言っているカットで収益を上げているお店も、実は基本的には両方の免許を持っているのですよね。両方というのは、つまり理容師免許、美容師免許を持っているわけです。それで基礎を学んで、それに基づいて選ぶのはお客さんですから、我々理容師、美容師は修学をしっかりする。一生懸命それで頑張ることによってお客さんが選ぶ。これが今の一番大事な改革案だろうと思うのです。

ですから、そこのところをよく考えられたほうが、私は随分前に養成校を出ましたが、まだほとんど覚えていますよ。くしを何度に入れたら１回で取れるのだとか。だから、世界大会でも通用する教えであります。日本の理容設計学は、衛生についても、血液の流れに準じていきますから、私は相当高度な技を先輩はつくったと教科書を評価しています。実習だけでこれをやるということになると、免許制度が危うくなってくる。

日本が世界に誇るナンバーワンの根本は国家試験です。その試験制度まで揺らぐような、複雑にしてしまうような、そんな制度はほど遠く、むしろもっと今の時代に合った改革論を消費者の目線で考えていくということを提案して、一緒にそのことを考えて努力し合って進んでいくのが一番いいかなと。日本の高いステータスを持った国家試験制度、理容も美容も守りつつ、どのように改革していくかということを考えると、これを一緒にお互い力を合わせていきたいと思います。私は改革については別段異論はありませんが、改革の仕方を十分また今後考えていただいて、お互いに議論していきましょう。

以上であります。

○芳賀委員長　ありがとうございました。

おっしゃることはすごくよく分かりました。設楽参考人のお話の中にあったように、カット専門店だとかシェービング専門店、今、見渡してみても、理容・美容のサロンの業態も相当多様化してきていまして、それはやはり顧客のニーズ、消費者のニーズが多様化して、それに合わせているのだろうと思うのです。そういった業態の多様化、サービスの多様化に合わせて教育内容を細かくアジャストしていくと複雑になり過ぎて、環境がまた変えなくてはいけない、毎年変えなくてはいけないみたいなことになりかねない。そんな中で、いろいろな業態が出てくる、これからも変化していくということを踏まえた上で、やはり国家資格に足る部分、国家資格として何を認めなくてはいけないのかとか、そのためにどういう教育を最低限、どんな業態で働くにしても共通して身につけなければならない知識や技術は何なのか。そういったことを絶対に忘れないようにしながら、検討を重ねて

いかなくてはいけないなと気づきました。どうもありがとうございました。

今日、事務局から提示していただいた論点案について皆様から御意見をいただきましたけれども、本当に多くの貴重な意見をいただきました。本当にありがとうございました。

事務局においては本日の議論、御意見等を踏まえて、次回の検討会に向けて必要な追加、修正等を加えていただくとともに、具体的な議論ができるよう、検討のたたき台を御準備いただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長　本日は活発な御審議をいただき、誠にありがとうございました。

いただいた御意見を踏まえまして、次回以降の議事について調整させていただければと考えております。

本日の議事は以上となります。

なお、本日の議事録に関しましては、原稿ができ次第、各委員に送付、確認いただいた上で、厚生労働省ホームページにおいて公表させていただきたいと考えておりますので、併せてよろしくお願いします。

また、次回の開催日程につきましては、追って事務局から連絡させていただきたいと思います。

事務局からは以上です。

○芳賀委員長　ありがとうございます。

以上をもちまして、第２回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会」を終了させていただきます。本日はお忙しいところ、御参集いただき、どうもありがとうございました。

資料9差替資料

令和６年度生活衛生関係営業対策事業（デジ活！儲かる塾）について

「デジ活！儲かる塾」の実施につきましては、ネットを通じた情報発信体制づくりに向けて、47 都道府県組合で実践的セミナー等を開催いただいておりますが、そのツールとして提供しているオンライン予約システム「ヘアなび」について、下記のとおりシステム改修を行いたくご提案いたします。

記

１．　改修内容

① 予約受付枠の変更

9：00　9：30　10：00　10：30 というように、30 分単位で受付られるようになっている予約枠を自由に選べるように変更する。

② 予約受付時間の変更

予約時間の〇時間前まで受付可能となっている予約受付時間を、日付単位にも変更できるようにする。

③ 指名料の設定

スタイリストの指名料を設定できるようにする。

④ 予約キャンセル機能の追加

予約のキャンセルをヘアなびマイページ上でもできるようにする。

⑤ 技術者別予約可能メニューの登録

レディスシェービング専門技術者等に対応するため、技術者ごとに予約できるメニューを設定可能にする。

２．日程

令和７年２月末までに終了する・

３．予算

1,100,000 円

令和６年度生活衛生関係営業対策事業の助成金を充当し、不足が生じた場合は一般会計「綜合振興対策費」より支出する。

※デジ活！儲かる塾　国庫補助内示額 11,377,000 円

各組合の予算積算額　10,295,085 円

差額　1,081,915 円

４．利用実績

基本情報登録店舗数　30,344 店舗

（A プラン　124 店舗、B プラン　1,135 店舗、C プラン　29,085 店舗）

10 月末現在のネット予約実績　10,868 件

資料10

熊本県組合理事長の変更について

熊本県組合より、飯星英二連合会理事が10月16日に逝去された旨の連絡が連合会にありました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

飯星理事の慰労金の支払いについては、連合会規程により次ページのとおりとなります。

また、熊本県組合より新理事長が就任した旨の届け出が、10月29日に連合会に到着しました（３ページ参照）。つきましては、「定款・定款施行規約の運用にかかる申し合せ事項」により、届け出のあった槌田親司（つちだ ちかし）熊本県組合理事長は、令和６年10月29日付けで連合会理事に就任されたことになります。

【参考】

◎定款・定款施行規約の運用にかかる申し合せ事項（抜粋）

３　定款施行規約第19条第１項　役員の選任について

会員たる組合の理事長変更による任期途中の理事の選任については、会員たる組合より、書面による理事長変更の届け出が連合会に到達した日をもって、新しく理事に選任されたものとする。（平成３年10月20日第95臨時総会）

熊理令6発56号
令和6年10月29日

全国理容生活衛生同業組合連合会
理事長　　大森　利夫　様

熊本県理容生活衛生同業組合
理事長　　槌田　親司

理事長、副理事長の交代のご連絡

日頃より組合事業推進につきましては、格別のご理解ご協力を賜り深謝申し上げます。

さて、この度、当組合の飯星英二理事長が、令和6年10月16日未明、病気のためご逝去されましたことにより理事長退任の運びとなりました。

これに伴いまして、飯星英二理事長の残任期間の後任者を選任するため、令和6年10月28日（月）に臨時理事会を開催し、後任の理事長が新しく選任されましたので、下記のとおりご報告いたします。また、副理事長も選任されましたのであわせてご報告いたします。

記

・新理事長　　槌田　親司

・新副理事長　　坂田　和隆

以上

資料11

連合会役員の関係団体役員並びに各種委員会委員就任状況表

（令和６年10月29日現在）

◎連合会関係

理事長	大森　利夫				
副理事長	寺園　洋行（理容政治連盟中央会幹事長）				
〃	早川　幹夫（理容総研所長）				
〃	湊　正美（理美容ＮＰＯ法人執行委員長）				
常務理事	山本　賢司（財政委員長）				
〃	小副川浩二（総務委員長）				
〃	林　敏也（デジタル推進委員長）				
〃	船津　博司（教育委員長）				
〃	北地　一行（文化広報委員長）				
〃	黒沢宣太郎（事業委員長）				
〃	渡辺　界立（組織委員長）				
〃	中村　修（共済委員長）				
〃	村上　良明	常務理事	増田　稔	常務理事	稲葉　孝博
〃	行野　欣也	〃	東根　清一	〃	吉永　和義
〃	伊藤　博昭				
理　事	小林　一之	理　事	川田　正彦	理　事	阿部　忠
〃	山口　幸一	〃	飯野　高嗣	〃	黒須　一彦
〃	輿水　一人	〃	小野澤昌志	〃	坂野　隆人
〃	乾　静雄	〃	岩逧戸公夫	〃	小坂　登
〃	奥村　数馬	〃	増田　直也	〃	根津　英和
〃	宇野　臣一	〃	宮城　丈二	〃	中原　一郎
〃	岡本　幸蔵	〃	福代　一成	〃	戸﨑恭一郎
〃	坂東　貢	〃	東﨑　幸男	〃	槌田　親司
〃	山田　正光	〃	後藤　辰己	〃	林田　秀光
〃	石川カズミ	〃	吉村　則男		
監　事	藤田　幹雄	監　事	小野瀬文隆	監　事	庄司　一生
議　長	阿部　忠	副議長	中原　一郎		

◎協議会長会

※座長	東﨑　幸男				
北海道	渡辺　界立	東　北	阿部　忠	関東甲信越	山口　幸一
東海北陸	岩逧戸公夫	近　畿	宮城　丈二	中　国	福代　一成
四　国	東﨑　幸男	九　州	後藤　辰己		

◎予算委員会

委員長	山本　賢司	（財政委員長）			
委　員	小副川浩二	（総務委員長）	委　員	林　敏也	（デジタル推進委員長）
〃	船津　博司	（教育委員長）	〃	北地　一行	（広報委員長）
〃	黒沢宣太郎	（事業委員長）	〃	渡辺　界立	（組織委員長）
〃	中村　修	（共済委員長）			

[各部門委員会委員]

◎総務委員会

委員長	小副川浩二	(福岡県・九州)	副委員長	東根　清一	(和歌山県・近畿)
委　員	山口　幸一	(群馬県・関信越)	委　員	坂野　隆人	(愛知県・東海北陸)
〃	中原　一郎	(岡山県・中国)			

◎デジタル推進委員会

委員長	林　敏也	(静岡県・東海北陸)			
委　員	宮城　丈二	（兵庫県・近畿）	委　員	岡本　幸蔵	（広島県・中国）
（専門委員若干名）					

◎教育委員会

委員長	船津　博司	(神奈川県・関信越)			
副委員長	稲葉　孝博	(東京都・関信越)	副委員長	行野　欣也	(石川県・東海北陸)
委　員	川田　正彦	(山形県・東北)	委　員	飯野　高嗣	(茨城県・関信越)
〃	増田　直也	(大阪府・近畿)	〃	戸崎恭一郎	(鳥取県・中国)
〃	東﨑　幸男	（高知県・四国）	〃	石川カズミ	(沖縄県・九州)

◎文化広報委員会

委員長	北地　一行	(香川県・四国)	副委員長	増田　稔	(千葉県・関信越)
委　員	小林　一之	(秋田県・東北)	委　員	小坂　登	(富山県・東海北陸)
委　員	根津　英和	(京都府・近畿)	〃	後藤　辰己	(大分県・九州)

◎事業委員会

委員長	黒沢宣太郎	(青森県・東北)	副委員長	吉永　和義	(山口県・中国)
委　員	輿水　一人	(山梨県・関信越)	委　員	乾　静雄	（岐阜県・東海北陸）
〃	奥村　数馬	(福井県・近畿)	〃	槌田　親司	(熊本県・九州)

◎組織委員会

委員長	渡辺　界立	(北海道・北海道)	副委員長	村上　良明	(福島県・東北)
委　員	小野澤昌志	(長野県・関信越)	委　員	岩逵戸公夫	(三重県・東海北陸)
〃	福代　一成	(島根県・中国)	〃	林田　秀光	（宮崎県・九州）
〃	吉村　則男	(理事会推薦)			

◎共済委員会

委員長	中村　修	(奈良県・近畿)	副委員長	伊藤　博昭	(長崎県・九州)
委　員	阿部　忠	(宮城県・東北)	委　員	黒須　一彦	(埼玉県・関信越)
〃	宇野　臣一	(滋賀県・近畿)	〃	坂東　貢	(徳島県・四国)
〃	山田　正光	(佐賀県・九州)			

◎Hair Creation－設定委員会

委員長　船津　博司（教育委員長）　副委員長　稲葉　孝博（教育副委員長）
委　員　全理連中央講師７名

◎理容ミュージアム

館　長　増田　稔(文化広報副委員長)
副館長　伊藤　博昭

◎全国理容振興会議

大森　利夫(理事長)　寺園　洋行(副理事長)　早川　幹夫　(副理事長)
湊　正美(副理事長)　山本　賢司(財政委員長)　黒沢宣太郎　(事業委員長)
吉永　和義(事業副委員長)
（東京理美容品卸商業協同組合　３名　全国理容用品商組合連合会　５名）
（その他　若干名）

◎ウィッグ推進委員会

委員長　吉永　和義　副委員長　村上　良明
委　員　宮城　丈二　委　員　山田　正光

◎全理連指定旅館友の会

会　長　大森　利夫(理事長)
副 会 長
全理連側　早川　幹夫(副理事長)　寺園　洋行(副理事長)　湊　正美(副理事長)
旅 館 側　橘　直樹(ホテル華の湯)　（欠員１）
企画委員
全理連側　黒沢宣太郎(事業委員長)
旅 館 側　橘　直樹(ホテル華の湯)　小山　雅豊(当間高原リゾート)
監　事
全理連側　小副川浩二(総務委員長)
旅 館 側　小山　雅豊(当間高原リゾート)

◎組織強化対策協議会

委員長　渡辺　界立（組織委員長）　副委員長　村上　良明（組織副委員長）
委　員　小林　一之　委　員　小野澤昌志　委　員　奥村　数馬
〃　福代　一成　〃　林田　秀光

◎共済制度検討委員会

委員長　中村　修（共済委員長）　副委員長　伊藤　博昭（共済副委員長）
委　員　黒須　一彦　委　員　宇野　臣一　委　員　中原　一郎
〃　坂東　貢　〃　槌田　親司

資料12

理事共助規程の一部改定について

理事共助規程の一部を下記のとおり改定いたしたく、ご提案申しあげます。

【理由】現在は「決算　各年度最後の理事会にて報告することとする」となっているが、３月理事会では最終決算が出揃っていないので、最初の理事会（４月）で報告に改定する。

記

理事共助規程（抜粋）

（下線部は変更箇所）

現　行	改　訂　案
６　決　算 各年度<u>最後</u>の理事会にて報告することとする。	６　決　算 各年度<u>最初</u>の理事会にて報告することとする。

資料13

災害見舞金給付規程の一部改定について

災害見舞金給付規程の一部を下記のとおり改定いたしたく、ご提案申しあげます。

【理由】基本給付額については、被害規模の大小にかかわらず一律５万円であることから、不平等感が出るため廃止する。

記

災害見舞金給付規程（抜粋）

（下線部は変更箇所）

現　行	改 訂 案
2 (1)　基本給付額　50,000 円 (2)　加算給付額は、組合からの報告による被害件数から得た数値の合計が 10 点以上の場合に支給するものとする。	2 (1)　削除 (1)　給付額は、組合からの報告による被害件数から得た数値の合計が 10 点以上の場合に支給するものとする。 附　則（第 13 次改正　基本給付額の廃止） この改正は、令和６年 11 月 14 日より施行する。

資料14

新春の宴の開催について

日　時　　令和７年１月17日(金) 12時（第６回理事会終了後）
　　※第６回理事会の開会時間は午前９時です。
場　所　　ホテルニューオータニ１階「鳳凰の間」
出席者　　ご案内先については理事長並びに理政中幹事長にご一任ください。

○次　第
１．開会のことば　　寺園副理事長
２．挨　　拶　　大森理事長
３．厚生労働大臣挨拶
４．乾　　杯　　早川副理事長
５．会食、歓談
６．来賓挨拶　　各国会議員他
７．閉会のことば　　湊副理事長
※ＳＤＧｓの観点から、大臣挨拶終了後、食事を自由にとっていただき、その間に来賓挨拶を行う。
※懇話会終了後、貸切バスにて、東京駅八重洲口を経由して羽田空港までご案内します。

○形　式　　着席

○収支予算（概算、単位:円）

収　　入	予　算　額	備　　考
理事共助会	500,000	
理政中負担金	3,000,000	
会　　費	2,000,000	@¥10,000
収入合計	¥5,500,000	

支　　出	予　算　額	備　　考
宴　会　費	5,000,000	料理・飲物代、室料、ｺﾝﾊﾟﾆｵﾝ代、看板代、装花料、関係備品代 他
雑　　費	500,000	司会者謝礼、演奏者謝礼、手土産代、貸切バス代 他
支出合計	¥5,500,000	

※収入不足の場合は、理政中で負担いたしたく存じます。

資料15

韓国理容社会中央会からの講師派遣依頼について

韓国理容社会中央会より、11月26日韓国・大田市において開催される「第13回韓国理容技能競技大会」への講師派遣依頼がありました。つきましては下記の通り派遣いたしたくご提案いたします。

記

1.「第13回韓国理容技能競技大会」への派遣について

期　　日　令和6年11月26日（火）14：00～15：00
会　　場　KT大田人材開発院（大韓民国大田広域市西区ガルマ路160）
派遣内容　メンズトレンドヘアスタイル ヘアショー等
派遣メンバー　湊　正美　全理連副理事長
　　中村啓介　全理連中央講師（東京）

2.渡航期間

11月25日（月）～11月27日（水）の3日間

※派遣に係る費用は海外交流費（1・5・1）より支出いたしたく存じます。

以上

資料16

ヘアワールド・ジャパンカップ2025（第77回全国理容競技大会）の競技種目の変更（案）について

ヘアワールド・ジャパンカップ2025（第77回全国理容競技大会）の競技種目について、令和５年度第６回理事会（R6.1/19）においてご了承いただいておりましたが、下記のとおり変更いたしたくご提案いたします。

記

現　行	変　更（案）
１．HAIR WORLD JAPAN CUP OPEN 2025（第77回全国理容競技大会）競技種目 第１部門　クラシカル・トレンドヘア 第２部門　レディスカット・トレンドスタイル 第３部門　Hair Creation-2025「UNDERSTAND」 第４部門　サロンスタイル部門 第５部門　ヘアピース（アデランスカップ） 以上の５部門制とする。	１．ﾍｱﾜｰﾙﾄﾞ・ｼﾞｬﾊﾟﾝｶｯﾌﾟ2025（第77回全国理容競技大会）競技種目 第１部門　現行のとおり 第２部門　現行のとおり 第３部門　現行のとおり 第４部門　タウンヘアスタイル部門（仮称） （メンズ・レディスの２作品） 第５部門　未定 以上の５部門制とする。
２．競技種目設定理由 (1) 第１部門 第１部門については、第70回大会より「Barber Style（バーバースタイル）」として、男性カットの象徴である刈り上げ（FADE）の基本技術を活かしながら、時代が求めるスタイリングの種目として普及・浸透を図ってきた。 第77回大会では、76回大会と同じく理容の要であるカット技術の向上をめざして「クラシカルスタイル」とするとともに、流行を取り入れたデザインとすることから、名称を「クラシカル・トレンドヘア」とし、同競技を第１部門の競技種目とする。	２．競技種目設定理由 (1)第１部門 現行のとおり
(2)第２部門 第２部門については、第27回大会以来「レディスカット」を競技種目に設定し、理容技術による女性美の追求、かつ女性顧客層の拡大を目指	(2)第２部門 現行のとおり

し、その普及に努めてきた。 第 77 回大会でも、理容師の持つ繊細なカット技術を活かすと共に、流行を取り入れたデザインとすることから名称を「レディスカット・トレンドスタイル」とし、同競技を第２部門の競技種目とする。	
(3)第３部門 第３部門については、第 75・76 回大会と同じく今後設定する Hair Creation-2025「UNDERSTAND」とする。モデルについても、ジェンダーレス時代を踏まえてメンズ・レディスどちらでも選択可能とし、同競技を第３部門の競技種目とする。	(3)第３部門 現行のとおり
(4)第４部門 サロンスタイル部門は、種目名のとおり、実際にサロンでお客さまに提案したい、お客さまが試してみたいと思うヘアスタイルとする。また、“儲かる業づくり”を踏まえて理容師ならではの「アイロン処理を施すこと」を競技規定に入れるものとする。 出場資格は、組合が認める理容師養成校生徒（生徒の年齢制限はなし）および組合員、その従業員の理容師とする。 なお、消費者向けスタイルということで審査委員は実行組合より推薦のあった者（例えば、知事、市長、区長、ファッション・アパレル関係者など）とする。	(4)第４部門 タウンヘアスタイル部門（仮称）の詳細については、実行組合と協議のうえ決定する。
(5)第５部門 理容サロンのメニュー拡大をめざしてのヘアピース部門を、アデランス社から提供のあるヘアピースを使用して「アデランスカップ」の競技を実施する。	(5)第５部門 未定
３．競技時間については、全部門とも３５分とする。	３．現行のとおり

４．このほかにも、実施する実行県の実情に合わせての変更及び、「大会要項」「競技事項」「審査事項」などの細目については別途、検討することとする。	４．現行のとおり

資料17

令和６年10月７日

全国理容生活衛生同業組合連合会

理事長　大森　利夫　殿

全国理容九州地区協議会

会　長　後藤　辰己

ヘアーワールド・ジャパンカップ２０２６開催について
（第　７８回全国理容競技大会）

平素より、当協議会の事業推進につきましては、格別のご指導とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、下記の通り九州地区協議会主管による令和８年度開催の「第78回全国理容競技大会」を鹿児島県にて開催することに決定いたしましたので、ご報告いたします。

記

1. 開 催 日　　令和８年10月19日(月)
2. 会　　場　　西原商会アリーナ(鹿児島アリーナ)

〒890-0023　鹿児島県鹿児島市永吉１丁目30-1

以上

資料18

Hair Creation－2026 ○○○ 設定委員会委員について

Hair Creation－2026 ○○○ 設定委員会委員について、下記のとおりご提案いたします。

記

◎Hair Creation－2026○○○ 設定委員会

委員長	船津　博司（教育委員長）
副委員長	稲葉　孝博（教育副委員長）
委　員	木下（きのした）　裕章（ひろあき）（全理連中央講師会幹事長）※チーフ
〃	辻（つじ）　佑輔（ゆうすけ）（全理連中央講師・山形県）
〃	小伏脇奈都子（こふしわきなつこ）（全理連中央講師・石川県）
〃	田中（たなか）　泰平（ひろやす）（全理連中央講師・兵庫県）
〃	井髙（いだか）　英聖（えいせい）（全理連中央講師・岡山県）
〃	坂口（さかぐち）　拓也（たくや）（全理連中央講師・鹿児島県）

資料19

2025年　地球温暖化防止施策について

国が行う地球温暖化対策に合わせて来年度も「理容業の2025年地球温暖化防止事業」に取り組む予定としておりますが、環境省は「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」を展開（約1900の団体が参画）していることから、理容業界も協力してほしい旨の説明がありました。

つきましては、2025年地球温暖化防止施策に係る実施内容は、社会に訴求でき、かつ、業界が取り組める内容をこれから検討してまいりますので、併せてご報告いたします。

「デコ活」の全体像（脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの絵姿）

環境省

○ 今から約10年後、**生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康**で、そして2030年温室効果ガス削減目標も同時に達成する「新しい豊かな暮らし」を提案をします。



資　料２０

ミツウロコでんき新規契約にかかる期間限定キャンペーン（案）について

ミツウロコの顧客紹介協力の取り組みについて、約７年が経過し、多くの組合員が加入され、ミツウロコからの販売奨励金も、組合・連合会にとっては、貴重な収入の１つになっています。

しかしながら、時間の経過とともに、徐々に新規加入数も少なくなり、組合によって加入件数に差があるのが現状です。

そこで、改めて周知をするための加入促進施策として、期間限定キャンペーンをご提案いたしたく存じます。

記

１．内　容

ミツウロコでんきの新規加入者に、電子クーポン券5,000円分をプレゼント

※ Ｗｅｂ申込限定

２．対象者

組合員、ご家族、ご友人、お店のお客様など、すべて対象

３．期　間

２０２４年１２月～２０２５年３月まで

23年度販売奨励金支払い金額

県別	行ラベル	代理店名	合計／請求額（税込）	合計／対象金額(税込)	販売手数料（税込）
1	EY101001	青森県理容生活衛生同業組合	51,189,912	59,070,734	590,707
2	EY143900	秋田県理容生活衛生同業組合	12,553,594	14,428,632	144,286
3	EY091000	岩手県理容生活衛生同業組合	51,258,141	59,461,460	594,615
4	EY086001	宮城県理容生活衛生同業組合	46,904,947	54,191,724	541,917
5	EY143701	山形県理容生活衛生同業組合	32,588,626	37,740,262	377,403
6	EY102000	福島県理容生活衛生同業組合	39,442,390	45,577,805	455,778
7	LA007201	新潟県理容生活衛生同業組合	17,041,135	19,774,089	197,741
8	11368001	群馬県理容生活衛生同業組合	50,875,892	59,659,826	596,598
9	28836000	栃木県理容生活衛生同業組合	20,661,825	24,193,815	241,938
10	LA028601	茨城県理容生活衛生同業組合	25,542,580	29,980,948	299,809
11	LA004201	千葉県理容生活衛生同業組合	63,094,997	73,889,175	738,892
12	16167001	埼玉県理容生活衛生同業組合	59,865,334	70,117,680	701,177
	16167002	埼玉県理容生活衛生同業組合	3,897,390	4,541,756	45,418
13	LA017502	東京都理容生活衛生同業組合	4,423,459	5,191,839	51,918
	LA017503	東京都理容生活衛生同業組合	33,922,387	39,557,223	395,572
	LA017505	東京都理容生活衛生同業組合	1,092,861	1,261,590	12,616
14	LA021101	神奈川県理容生活衛生同業組合	10,870,854	12,990,537	129,905
15	LA015201	静岡県理容生活衛生同業組合	166,975	157,048	1,570
16	FX002301	三重県理容生活衛生同業組合	19,118,275	18,585,789	185,858
17	FX007200	岐阜県理容生活衛生同業組合　各務原支部	781,814	761,806	7,618
18	EH096000	長野県理容生活衛生同業組合	4,699,777	4,546,409	45,464
	LA023401	長野県理容生活衛生同業組合	272,019	262,096	2,621
19	HG015201	富山県理容生活衛生同業組合	5,391,050	6,352,603	63,526
20	HG015600	石川県理容生活衛生同業組合	2,010,008	2,340,908	23,409
21	HG016300	福井県理容生活衛生同業組合	3,399,020	3,998,432	39,984
22	FX002200	滋賀県理容生活衛生同業組合	300,959	280,453	2,805
23	FL099001	大阪府理容生活衛生同業組合	23,376,506	21,607,258	216,073
24	FL101401	和歌山県理容生活衛生同業組合	7,298,846	6,744,316	67,443
25	FL108301	奈良県理容生活衛生同業組合	12,127,962	11,182,064	111,821
26	FL118601	滋賀県理容生活衛生同業組合	12,901,863	11,892,882	118,929
27	FL143201	京都府理容生活衛生同業組合	3,469,731	3,207,443	32,074
28	FL105701	兵庫県理容生活衛生同業組合	16,905,324	15,620,622	156,206
29	FL106201	島根県理容生活衛生同業組合	840,534	964,843	9,648
30	FL105001	鳥取県理容生活衛生同業組合	1,649,879	1,904,724	19,047
31	FL086001	広島県理容生活衛生同業組合	34,051,734	39,483,344	394,833
32	LA058600	山口県理容生活衛生同業組合	814,560	962,302	9,623
33	FL092001	香川県理容生活衛生同業組合	2,840,401	3,229,872	32,299
34	FL102501	徳島県理容生活衛生同業組合	2,515,111	2,834,695	28,347
35	FL105101	愛媛県理容生活衛生同業組合	627,768	722,251	7,223
36	LA156600	福岡県理容生活衛生同業組合	4,737,328	4,650,542	46,505
37	LA030300	熊本県理容生活衛生同業組合	3,650,850	3,595,103	35,951
38	LA057101	大分県理容生活衛生同業組合	5,663,222	5,566,890	55,669
39	LA059200	佐賀県理容生活衛生同業組合	11,659,695	11,460,559	114,606
40	LA060800	宮崎県理容生活衛生同業組合　日向支部	465,660	457,280	4,573
	LA060801	宮崎県理容生活衛生同業組合　延岡支部	879,443	864,542	8,645
	LA060802	宮崎県理容生活衛生同業組合　都城支部	625,841	615,068	6,151
	LA060803	宮崎県理容生活衛生同業組合　宮崎支部	489,493	480,914	4,809
	LA060804	宮崎県理容生活衛生同業組合　日南支部	739,947	727,488	7,275
41	LA060900	鹿児島県理容生活衛生同業組合	1,003,430	991,401	9,914
42	LA083500	長崎県理容生活衛生同業組合	509,525	499,588	4,996
				合計	7,991,805

ミツウロコから全理連への販売奨励金の支払金額の推移

	販売奨励金の金額	増減額
2017年度分	約3万円	
2018年度分	約30万円	27万円増
2019年度分	約45万円	15万円増
2020年度分	約61万円	16万円増
2021年度分	約66万円	5万円増
2022年度分	約67万円	1万円増
2023年度分	約80万円	13万円増

全国理容生活衛生同業組合連合会　様

ミツウロコでんき拡大施策のご提案

2024年11月14日

株式会社ミツウロコヴェッセル



ミツウロコヴェッセル
TRIFORCE

目次

ご提案内容	Ｐ２
現在のミツウロコでんきご利用状況	Ｐ３
キャンペーン内容①	Ｐ４
キャンペーン内容②	Ｐ５
ミツウロコでんきお申込み方法	Ｐ６
クーポン券プレゼントのスケジュール	Ｐ７
ミツウロコアベニューについて	Ｐ８～１０
展開方法	Ｐ１１
キャンペーンＱ＆Ａ	Ｐ１２

ご提案内容

2018年より長きにわたり、『**ミツウロコでんき**』をご推薦いただきまして
まことにありがとうございます。

今回のご提案は「ミツウロコでんき」を新規にお申込みいただいたお客様へ
ミツウロコグループが運営するECサイト「ミツウロコアベニュー」の5,000円分
クーポン券をプレゼントさせていただく内容になります。

組合様への通常の販売奨励金は対象となりますので毎年の奨励金の増額
にも繋がります。
お申込みいただいた方への特典にもなりますので、理容組合様を通じて幅広く
ご紹介いただけますと幸いです。

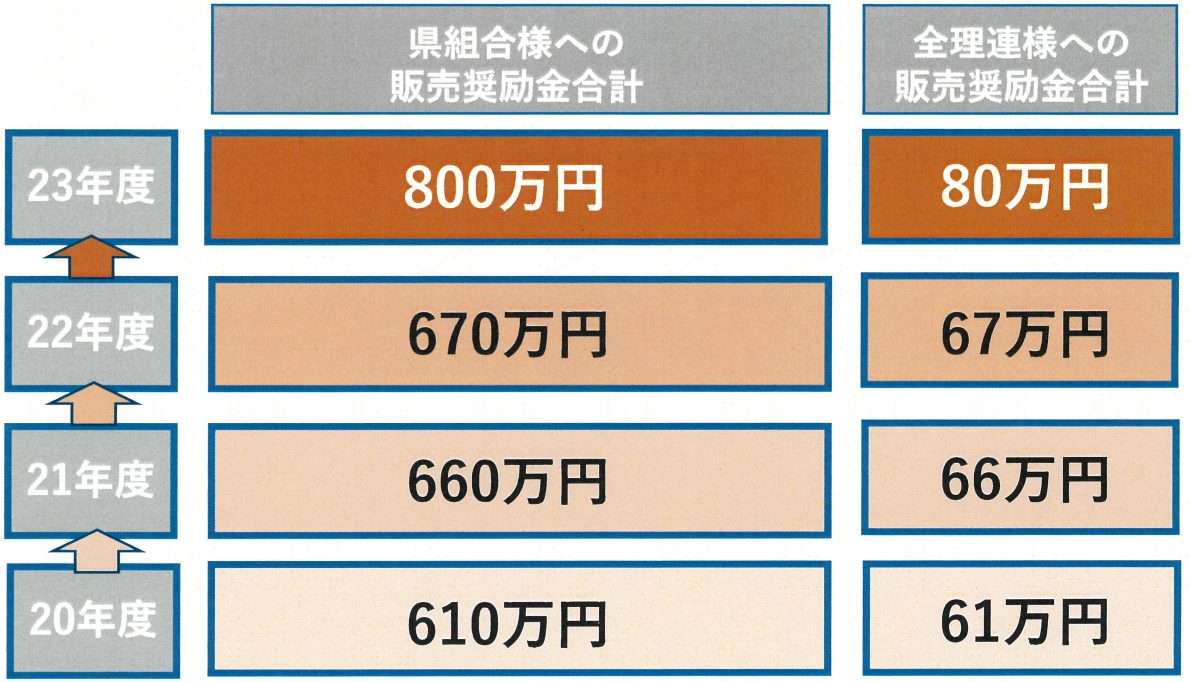
現在のミツウロコでんき ご利用状況（販売奨励金実績）

■ 23年度 県組合様への奨励金の一例

全理連様 契約累計件数　6,223件※動力含む

県組合様	販売手数料（税込）
千葉県理容生活衛生同業組合	738,892円
埼玉県理容生活衛生同業組合	701,177円
群馬県理容生活衛生同業組合	596,598円
岩手県理容生活衛生同業組合	594,615円
青森県理容生活衛生同業組合	590,707円
宮城県理容生活衛生同業組合	541,917円
東京都理容生活衛生同業組合	460,106円
福島県理容生活衛生同業組合	455,778円
広島県理容生活衛生同業組合	394,833円
山形県理容生活衛生同業組合	377,403円
：	：

販売奨励金実績2020年度～23年度



23年度は1都2府39県にて実績あり。申込数は着実に増加しております。

～でんき～

①販売奨励金として電灯１契約につき**2,000円**を**初回のみ**お支払いたします。

②販売奨励金として電灯の販売金額の**1%**を県組合に毎年お支払いいたします。

③販売奨励金として高圧の販売金額の**0.5%**を県組合に毎年お支払いたします。

キャンペーン内容①

全国の理容組合員様向けに、ミツウロコでんきの加入促進施策として、新たにミツウロコでんきへご加入いただいた方を対象に当社ミツウロコアベニューの電子クーポン券をプレゼント致します。

・**キャンペーン期間：2024年12月～2025年3月**

・**新規でお申込みした方に「ミツウロコアベニュー」で利用できる5,000円分の電子クーポン券をプレゼント!!**

対象者：組合員ご本人、ご家族、友人、知人、お店のお客様など全て対象

・販売奨励金は通常通り対象となります

・申込方法は専用Webフォームより限定となります

・クーポン券は電子クーポンの為、受領・利用にはメールアドレス登録が必須となります

※ミツウロコアベニューは、グループ会社の㈱トライフォースが運営するECショッピングサイトです。

キャンペーン内容②

理容生活衛生同業組合 × ミツウロコでんき





お申込みはwebで簡単！ すべてのお手続きがwebサイトで完結します!

❶ スマートフォンで 右下のQRコードからアクセス！

❷ パソコンで web サイトから簡単お申込み！

- クーポン対象のミツウロコでんきお申込みはWeb申込のみとなります
- ミツウロコでんきの切替月の翌月末頃にメールにてクーポンをお送り致します
- 試算希望の場合には組合専用ダイヤル若しくは営業担当にご連絡お願い致します

Web試算はこちら：https://mitsuurokodenki.jp/ryokin/simulation_kWh/

お手持ちの「検針票」の写真をメールで送って頂くと、後日担当よりシミュレーション結果をご連絡いたします。
申込画面より電気料金シミュレーションもご利用頂けます。
電気料金をシミュレーション
送り先 ▶▶▶ selei@mitsuuroko.co.jp
※必ず、組合名・都道府県・ご連絡先をご記入の上ご連絡をお願いいたします。

※「申込注意事項」をよくご確認の上お申込ください。

●1回のご注文で最大5つのクーポンが同時利用可能です●Any Gift のサービスをご利用の場合クーポンはご利用いただけません●ご注文額がクーポン額を下回る際は差額はご返金できません

クーポン詳細

クーポンコード：●●

お買物券：5000円分相当プレゼント!!

ご利用期限：半年以内



ご注意事項

- お買い物券は1,000円単位のご利用になります。
- １回のご注文に対し、上限なく利用可能です。
- その他のクーポンと併用可能です。
- ポイント割引との併用も可能です。
- クーポンでの購入にはポイントはつきません。

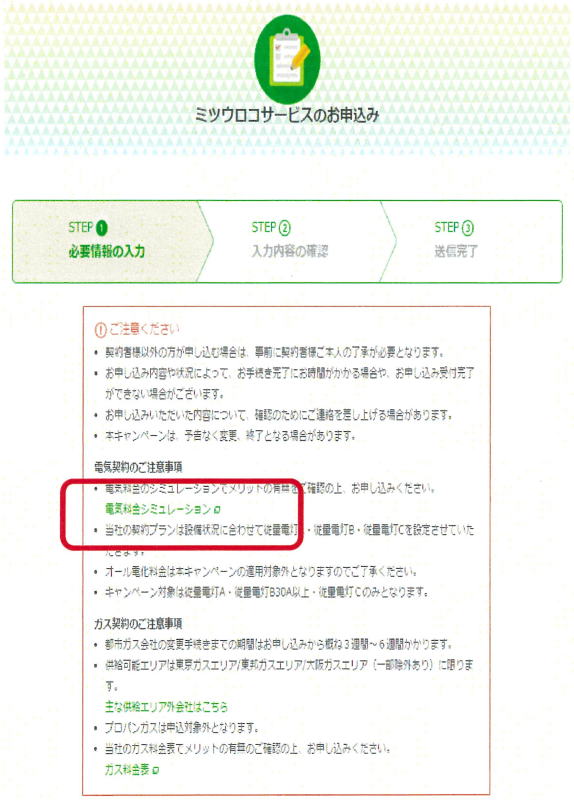
全理連様　ミツウロコでんき申込ＱＲコード⇒

ミツウロコでんきお申込み方法

STEP1

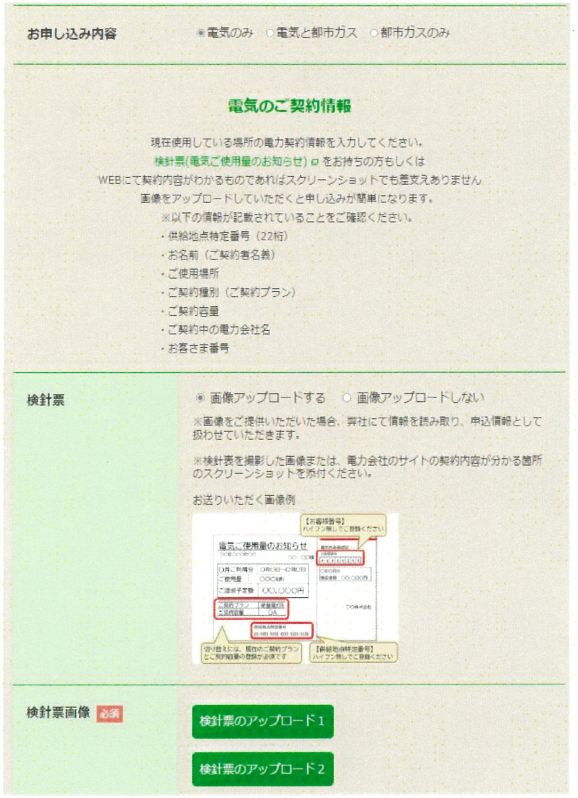
記載のQRコードより
申込画面へ

STEP2



注意事項を確認ください。
試算希望の場合には赤枠の
「シミュレーション」より実施可能

STEP3



でんき契約情報の入力
※検針票のアップロードも可能

STEP4

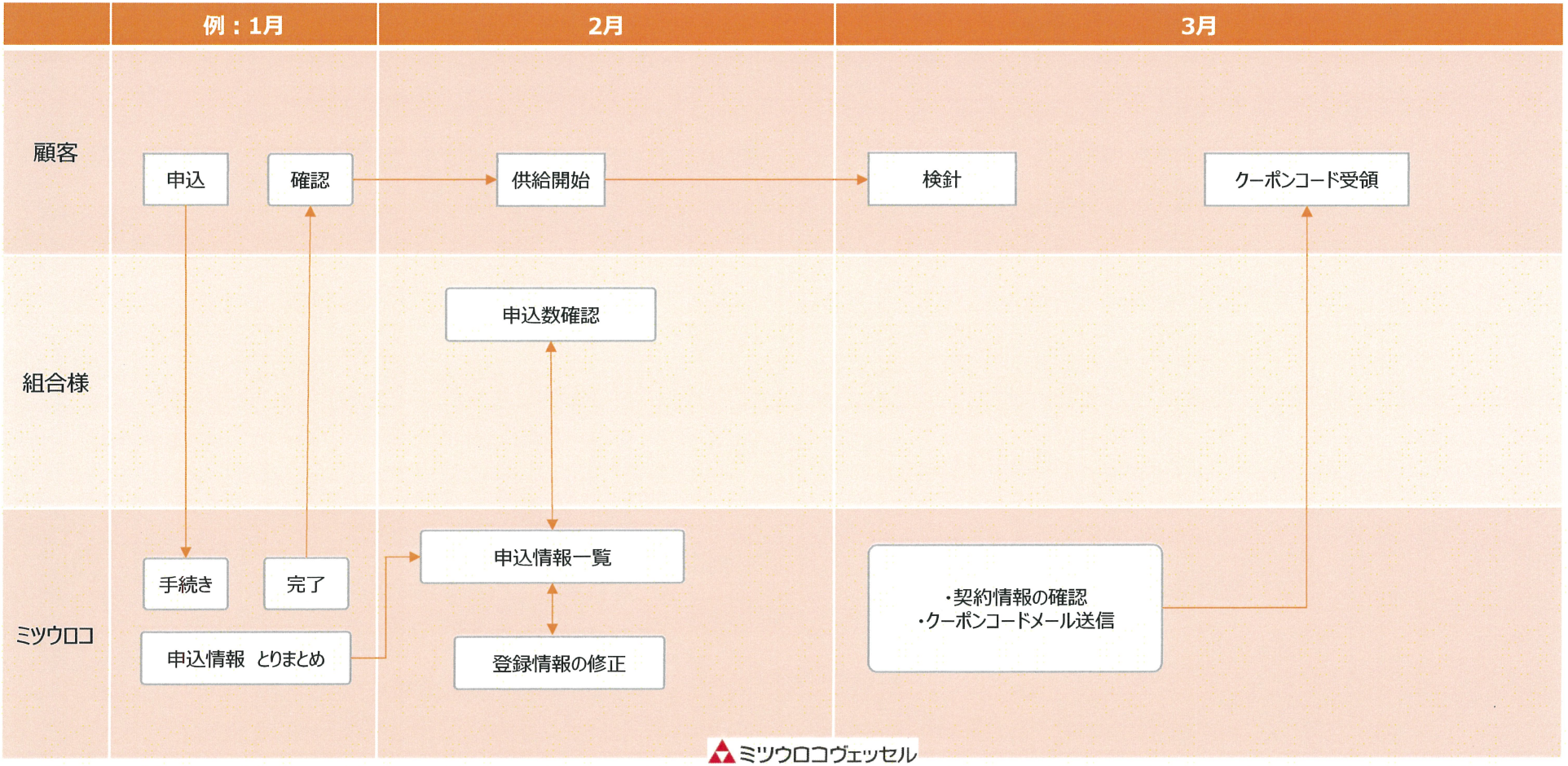


お客様情報の入力
登録メールアドレスの入力

クーポン券プレゼントのスケジュール

■切替完了後の翌月末頃ご登録のメールアドレスへクーポンコードを発送！
■クーポンはミツウロコアベニューよりご登録のメールアドレスへ直接送られます。
■利用には会員登録が必須となります。

お問合せ先：0120-983-037



ミツウロコアベニューについて①

Mitsuuroko Avenue





オンライン通販サイト「ミツウロコアベニュー」の電子クーポン券を5,000円分プレゼント!!

ミツウロコでんき加入の皆さまへ不定期で**お得なクーポン配信**！

ミツウロコアベニューについて②商品の一例紹介

お取扱：約1,000品目
日本各地の美味しいものや暮らしの品を厳選しています。老舗メーカーの新しいブランド商品などにも着目し、ミツウロコアベニューにくると新しいワクワクに出会えるような品ぞろえを準備しています。

人気商品ランキング

生産者の顔が見える商品や、安心安全にこだわった日用品、ミツウロコアベニュー限定で通販をしているベーカリーのパンが人気です。

1 今市水産（愛媛）



家族経営で漁獲から加工まで行っており、質の良い水産加工物を安心な素材にこだわり提供。ちりめんやオリジナル商品のしらチョビ（しらすのアンチョビ）は食卓をゆたかにする逸品です。

2 麻布十番モンタボー（東京）



麻布十番に本店を構え、職人がひとつひとつ丁寧に焼きあげるベーカリーのパンを愛知県の店舗にて急速冷凍しお届け。焼きたてパンの味を楽しめる。約１か月保存も可能なため贈り物にも選ばれています。

3 利久（宮城）



本場仙台に構える「牛たん炭焼利久」自慢の牛たんをはじめとした名店の味を自宅で楽しめるグルメセットをご用意いしています。

おすすめ商品



ホシフルーツ

山口県の果樹園が営むスイーツ工房のお取り寄せも人気です。





宇治田原製茶場

京都府の老舗茶園が原点回帰として新設したブランドをお取り扱い。お茶の原点を楽しむ「上ル入ル」とお茶の新しい嗜み方を提案する「KUNtea」を販売しています。

ミツウロコグループの商品

ミツウロコビバレッジのミネラルウォーターや静岡ミツウロコフーズのお茶や麻布十番モンタボーのパン、横浜天然温泉SPA EASのオリジナル商品等も取りそろえています。



暮らしの品

国内外の生活雑貨を広くお取り扱いしています。サスティナブルにこだわった海外製品にも注目。
日々の暮らしをゆたかにする品々をご紹介しています。



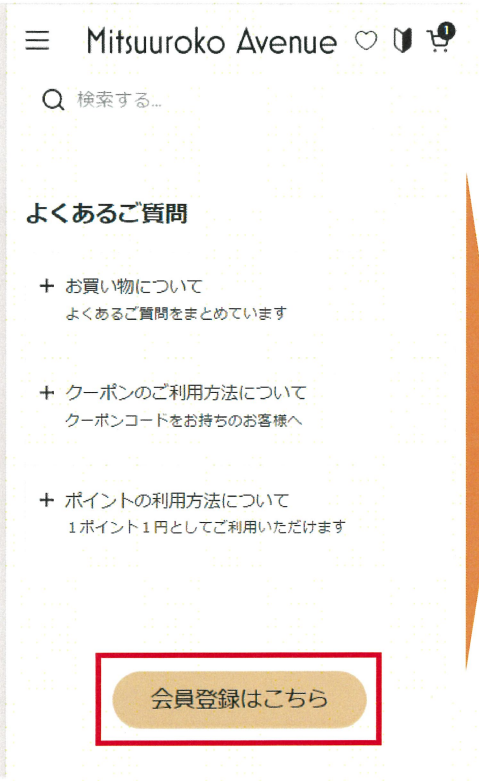
ミツウロコアベニューについて③会員登録方法

STEP1



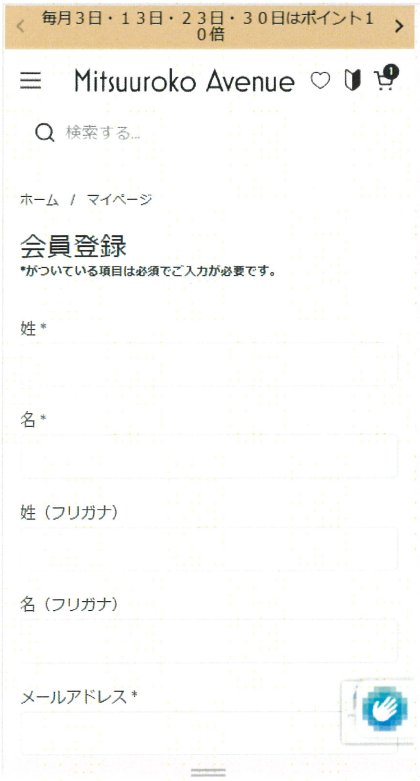
ミツウロコアベニューにアクセスいただき、トップページの上部右側にある「若葉マーク」をクリックしてください。

STEP2



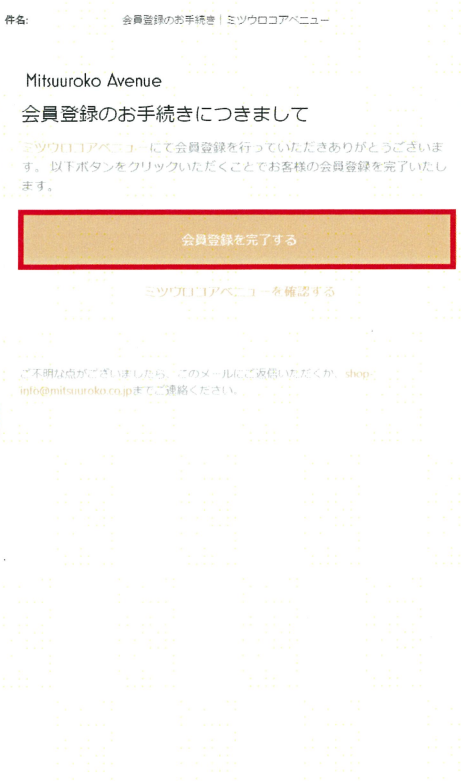
ページ下部にある「会員登録はこちら」のボタンをクリックしてください。

STEP3



会員登録の項目を入力いただき、会員登録へお進みください。

STEP4



「shop-info@mitsuuroko.co.jp」のアドレスより、件名「会員登録のお手続き」というメールが届きますので、会員登録を完了するボタンをクリックしてください。

理容生活衛生同業組合 × ミツウロコでんき

ミツウロコでんきに新規ご契約の
理容組合員様、ご紹介の方限定

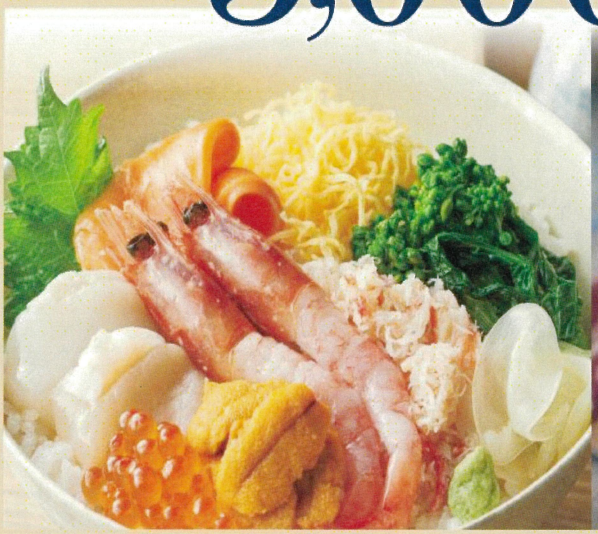




暮らしのセレクトショップ **ミツウロコアベニュー** で使える

クーポン5,000円分プレゼント！

対象期間：2024年12月1日(日)～2025年3月31日(月)







ミツウロコアベニュー

Mitsuuroko Avenue とは？

送料無料！

ポイントたまる！

ミツウロコアベニューはミツウロコグループの㈱トライフォースが運営する通販サイトです。日本各地の「食」や「モノ」「コト」を再発見しご家庭のダイニングやリビングにお届けすることを通して「豊かなくらし」を提案いたします。

ミツウロコアベニュー

お申込みはwebで簡単！

すべてのお手続きがwebサイトで完結します！

❶ スマートフォンで 右下のQRコードからアクセス！

❷ パソコンで webサイトから簡単お申込み！

- クーポン対象のミツウロコでんきお申込みはWeb申込のみとなります
- ミツウロコでんきの切替月の翌月末頃にメールにてクーポンをお送り致します
- 試算希望の場合には組合専用ダイヤル若しくは営業担当にご連絡お願い致します
  Web試算はこちら：https://mitsuurokodenki.jp/ryokin/simulation_kWh/

お手持ちの「検針票」の写真をメールで送って頂くと、後日担当よりシミュレーション結果をご連絡いたします。
申込画面より電気料金シミュレーションもご利用頂けます。
送り先 ▶▶▶ seiei@mitsuuroko.co.jp
※必ず、組合名・都道府県・ご連絡先をご記入の上ご連絡をお願いいたします。

電気料金をシミュレーション

※「申込注意事項」をよく確認の上お申込ください

●1回のご注文で最大5つのクーポンが同時利用可能です●Any Giftのサービスをご利用の場合クーポンはご利用いただけません●ご注文額がクーポン額を下回る際は差額はご返金できません

展開方法（各県組合様の理事会での説明）

①全理連様よりのご周知

1，本日の理事会（11月14日）

②県組合様よりのご周知

1，県組合様の理事会

2，県組合員様へご案内　例：メール・LINE・HPなど
　　組合から支部へ

3，ミツウロコ担当者からの説明（希望制）

画像データ展開

下記画像データを展開させていただきます。
また紙で必要な場合には各エリアのミツウロコより印刷してお持ちいたします。



※チラシイメージ
（片面）

チラシ活用例：店舗内で配布など

キャンペーンQ&A



◆Q1　今回のキャンペーン対象はでんき申込のみですか？ガスも対象になりますか？

⇒A１　今回のキャンペーンは新規でんき申込のみです。

（例：すでに店舗契約済みの方が自宅の電気を新規で申込した場合は対象となります）

◆Q2　キャンペーン対象となるでんきの申込はなんですか？

⇒A２　電灯契約の申込が対象となります。動力契約は対象外となります。

◆Q3　組合員以外の方も対象となりますか？

⇒A３　対象となります。ご紹介いただけるご家族、知人、お客様全て対象となります。

◆Q4　キャンペーン利用で紙での申込は出来ますか？

⇒A４　紙での申込は出来かねます。今回のキャンペーンはWeb申込のみが対象となります。

◆Q5　試算希望の場合にはどのようにしたらよいですか？

⇒A５　3パターンより試算依頼していただけます。

①申込画面の「シミュレーション」より試算可能です。

②メールにて検針票をお送り下さい。seiei@mitsuuroko.co.jp

③組合専用ダイヤルにご連絡いただいても試算させていただきます。**0120-983-037**

理容生活衛生同業組合 × ミツウロコでんき

ミツウロコでんきに新規ご契約の
理容組合員様、ご紹介の方限定





暮らしのセレクトショップ **ミツウロコアベニュー** で使える

クーポン5,000円分プレゼント！

対象期間：2024年12月1日(日)～2025年3月31日(月)







ミツウロコアベニュー

Mitsuuroko Avenue とは？

送料無料！

ポイントたまる！

ミツウロコアベニューはミツウロコグループの㈱トライフォースが運営する通販サイトです。日本各地の「食」や「モノ」「コト」を再発見しご家庭のダイニングやリビングにお届けすることを通して「豊かなくらし」を提案いたします。

ミツウロコアベニュー

お申込みはwebで簡単！

すべてのお手続きがwebサイトで完結します！

❶ スマートフォンで 右下のQRコードからアクセス！

❷ パソコンで web サイトから簡単お申込み！

- クーポン対象のミツウロコでんきお申込みは Web 申込のみとなります
- ミツウロコでんきの切替月の翌月末頃にメールにてクーポンをお送り致します
- 試算希望の場合には組合専用ダイヤル若しくは営業担当にご連絡お願い致します
  Web 試算はこちら：https://mitsuurokodenki.jp/ryokin/simulation_kWh/

お手持ちの「検針票」の写真をメールで送って頂くと、後日担当よりシミュレーション結果をご連絡いたします。
申込画面より電気料金シミュレーションもご利用頂けます。
送り先 ▶▶▶ seiei@mitsuuroko.co.jp
※必ず、組合名・都道府県・ご連絡先をご記入の上ご連絡をお願いいたします。

電気料金をシミュレーション

※「申込注意事項」をよく確認の上お申込ください

●1回のご注文で最大5つのクーポンが同時利用可能です●Any Gift のサービスをご利用の場合クーポンはご利用いただけません●ご注文額がクーポン額を下回る際は差額はご返金できません

資料21

令和7年度連合会諸会議・行事日程予定表

2025年		4　月	
日	曜	連合会諸会議	令和6年度
1	火		
2	水		
3	木		
4	金		
5	土		
6	日		
7	月		
8	火		
9	水		
10	木		
11	金		
12	土		
13	日		
14	月		
15	火		
16	水	第1回正副理事長打合会⑭	
17	木	第1回常務理事会⑬	第1回正副理事長打合会⑭
18	金		第1回常務理事会⑬
19	土		
20	日		
21	月		
22	火		
23	水	第1回理事会⑬	
24	木	監事会⑬	第1回理事会⑬
25	金		監事会⑬
26	土		
27	日		
28	月		
29	火	昭和の日	昭和の日
30	水		

令和7年度連合会諸会議・行事日程予定表

2025年		5　　月	
日	曜	連合会諸会議	令和6年度
1	木		
2	金		
3	土	憲法記念日	憲法記念日
4	日	みどりの日	みどりの日
5	月	こどもの日	こどもの日
6	火	振替休日	振替休日
7	水		
8	木		
9	金		
10	土		
11	日		
12	月		
13	火		
14	水		
15	木		
16	金		
17	土		
18	日		
19	月		
20	火		
21	水	第2回正副理事長打合会⑭	
22	木	第2回常務理事会⑬	第2回正副理事長打合会⑭
23	金		第2回常務理事会⑬
24	土		
25	日		
26	月		
27	火		
28	水	第2回理事会⑬	
29	木	第193通常総会・評議員会⑪	第2回理事会⑬
30	金		第190通常総会・評議員会+第3回理事会⑪
31	土		

令和7年度連合会諸会議・行事日程予定表

2025年		6　　月	
日	曜	連合会諸会議	令和6年度
1	日		
2	月		
3	火		
4	水		
5	木		
6	金		
7	土		
8	日		
9	月		
10	火		
11	水		
12	木		
13	金		
14	土		
15	日		
16	月		
17	火		
18	水	第3回正副理事長打合会⑭	
19	木	第3回常務理事会⑬	第3回正副理事長打合会⑭
20	金		第3回常務理事会⑬
21	土		
22	日		
23	月		
24	火		
25	水		
26	木	第3回理事会⑬	
27	金		第4回理事会⑬
28	土		
29	日		
30	月		

令和7年度連合会諸会議・行事日程予定表

2025年		7　　月	
日	曜	連合会諸会議	令和6年度
1	火		
2	水	教育事業推進打合会⑭	
3	木		教育事業推進打合会⑭
4	金		
5	土		
6	日		
7	月		
8	火		
9	水		
10	木		
11	金		
12	土		
13	日		
14	月		
15	火		海の日
16	水		
17	木		第4回正副理事長打合会⑭
18	金		
19	土		
20	日		
21	月	海の日	
22	火		
23	水		
24	木		
25	金		
26	土		
27	日		
28	月		
29	火		
30	水		
31	木		

令和7年度連合会諸会議・行事日程予定表

2025年		8　　月	
日	曜	連合会諸会議	令和6年度
1	金		
2	土		
3	日		
4	月		
5	火		
6	水		
7	木		
8	金		
9	土		
10	日		
11	月	山の日	山の日
12	火		
13	水		
14	木		
15	金		
16	土		
17	日		
18	月		
19	火		
20	水	第4回正副理事長打合会⑭	
21	木	第4回常務理事会⑬	
22	金		
23	土		
24	日		
25	月		
26	火		
27	水		
28	木		第5回正副理事長打合会⑭
29	金		第4回常務理事会⑬
30	土		
31	日		

令和7年度連合会諸会議・行事日程予定表

2025年		9　　月	
日	曜	連合会諸会議	令和6年度
1	月		
2	火		
3	水	理事研修会⑩、各部門委員会⑬	
4	木	第4回理事会⑩	理事研修会⑩、各部門委員会⑬
5	金		第5回理事会⑩
6	土		
7	日		
8	月	理容ボランティアの日	
9	火		理容ボランティアの日
10	水		
11	木		
12	金		
13	土		
14	日		
15	月	敬老の日	
16	火		敬老の日
17	水		
18	木		
19	金		
20	土		
21	日		
22	月		秋分の日
23	火	秋分の日	
24	水		
25	木		
26	金		
27	土		
28	日		
29	月		
30	火		

令和7年度連合会諸会議・行事日程予定表

2025年		10　月	
日	曜	連合会諸会議	令和6年度
1	水		
2	木		
3	金		
4	土		
5	日		
6	月		
7	火		
8	水		
9	木		
10	金		
11	土		
12	日		
13	月	スポーツの日	
14	火		スポーツの日
15	水		
16	木		
17	金		
18	土		
19	日	第5回正副理事長打合会⑮	第6回正副理事長打合会⑮
20	月	各種表彰式典+第194臨時総会・評議員会⑬	各種表彰式典+第191臨時総会・評議員会⑬
21	火	第77回全国理容競技大会	第76回全国理容競技大会
22	水		
23	木		
24	金		
25	土		
26	日		
27	月		
28	火		
29	水		
30	木	監事会⑬	監事会⑬
31	金		

令和7年度連合会諸会議・行事日程予定表

2025年		11　　月	
日	曜	連合会諸会議	令和6年度
1	土		
2	日		
3	月	文化の日	文化の日
4	火		
5	水	第6回正副理事長打合会⑭	
6	木	第5回常務理事会⑬	第7回正副理事長打合会⑭
7	金		第5回常務理事会⑬
8	土		
9	日		
10	月		
11	火		
12	水		
13	木	第5回理事会⑬	
14	金		第6回理事会⑬
15	土		
16	日		
17	月		
18	火		
19	水		
20	木		
21	金		
22	土		
23	日	勤労感謝の日	勤労感謝の日
24	月	振替休日	
25	火		
26	水		
27	木		
28	金		
29	土		
30	日		

令和7年度連合会諸会議・行事日程予定表

2025年		12　　月	
日	曜	連合会諸会議	令和6年度
1	月		
2	火		
3	水	予算委員会⑬	
4	木		予算委員会⑬
5	金		
6	土		
7	日		
8	月		
9	火		
10	水	第7回正副理事長打合会⑭	
11	木		第8回正副理事長打合会⑭
12	金		
13	土		
14	日		
15	月		
16	火		
17	水		
18	木		
19	金		
20	土		
21	日		
22	月		
23	火		
24	水		
25	木		
26	金	仕事納め	
27	土		仕事納め
28	日		
29	月		
30	火		
31	水		

令和7年度連合会諸会議・行事日程予定表

2026年		1　　月	
日	曜	連合会諸会議	令和6年度
1	木	元日	元日
2	金		
3	土		
4	日		
5	月	仕事始め	
6	火		仕事始め
7	水		
8	木		理政中三役会計責任者打合会⑪、第9回正副理事長打合会⑭
9	金		第6回常務理事会+NPO法人理事会⑬
10	土		
11	日		
12	月	成人の日	
13	火		成人の日
14	水	理政中三役会計責任者打合会⑪、第8回正副理事長打合会⑭	
15	木	第6回常務理事会+NPO法人理事会⑬	
16	金		理政中監事会⑭
17	土		第7回理事会+理政中第64通常総会⑨、新春懇話会⑫
18	日		
19	月		
20	火		
21	水		
22	木	理政中監事会⑭	
23	金	第6回理事会+理政中第64通常総会⑨、新春懇話会⑫	
24	土		
25	日		
26	月		
27	火		
28	水		
29	木		
30	金		
31	土		

令和7年度連合会諸会議・行事日程予定表

2026年		2　　月	
日	曜	連合会諸会議	令和6年度
1	日		
2	月		
3	火		
4	水		
5	木		
6	金		
7	土		
8	日		
9	月		
10	火		
11	水	建国記念の日	
12	木		建国記念の日
13	金		
14	土		
15	日		
16	月		
17	火		
18	水		
19	木		
20	金		
21	土		
22	日		
23	月	天皇誕生日	天皇誕生日
24	火		
25	水	第9回正副理事長打合会⑭	
26	木	第7回常務理事会⑬	
27	金		第10回正副理事長打合会⑭
28	土		第7回常務理事会⑬

令和7年度連合会諸会議・行事日程予定表

2026年		3　　月	
日	曜	連合会諸会議	令和6年度
1	日		
2	月		
3	火		
4	水	第7回理事会+NPO法人総会⑬	
5	木	第195臨時総会・評議員会⑪	第8回理事会+NPO法人総会⑬
6	金		第192臨時総会・評議員会⑪
7	土		
8	日		
9	月		
10	火		
11	水		
12	木		
13	金		
14	土		
15	日		
16	月		
17	火		
18	水		
19	木		
20	金	春分の日	春分の日
21	土		
22	日		
23	月		
24	火		
25	水		
26	木		
27	金		
28	土		
29	日		
30	月		
31	火		